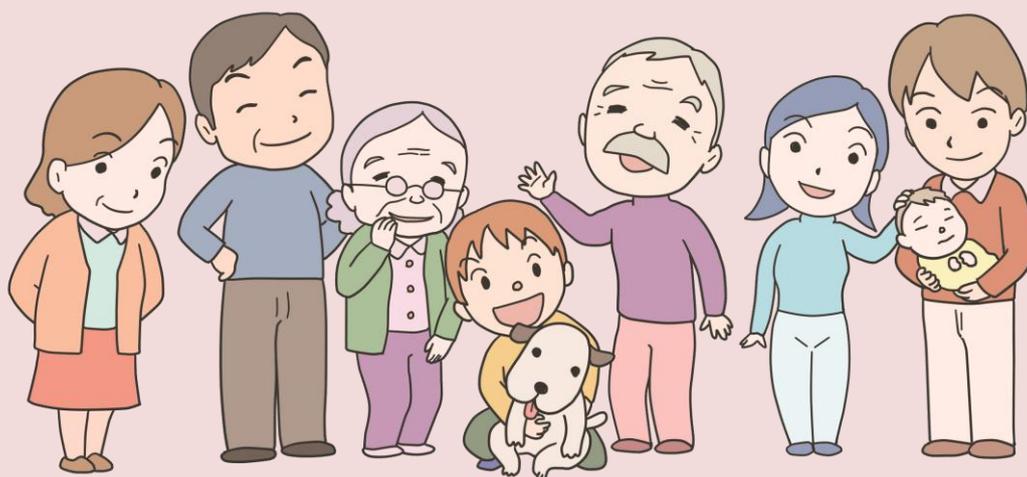
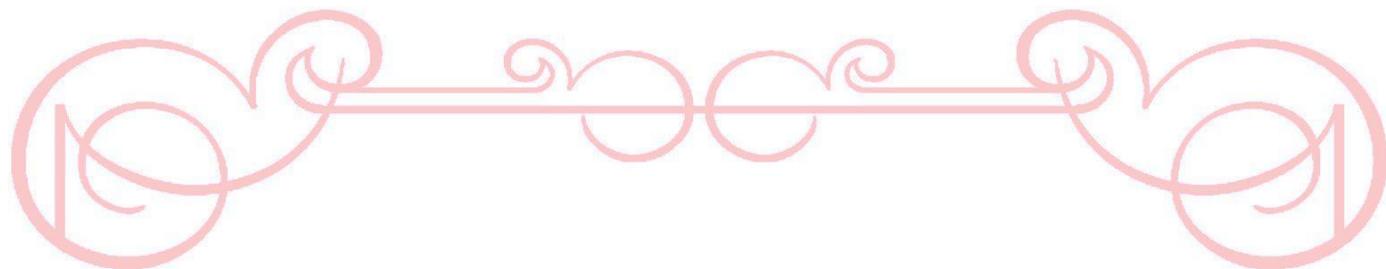


# 浜田市高齢者福祉計画

計画期間:平成 27 年度～平成 29 年度



島根県 浜田市

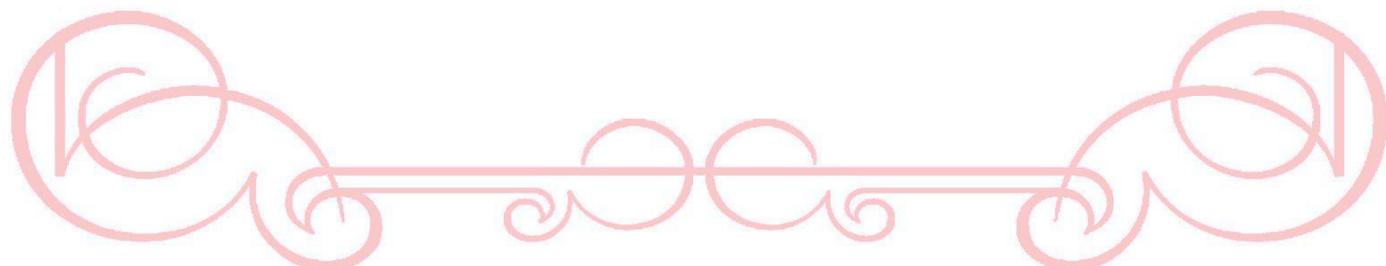


# 浜田市高齢者憲章

平成 20 年 3 月 21 日制定

わたくしたちは、浜田市民であることを誇りとし、美しい自然に恵まれたこのまちで、自立の心を持ち、主体的な役割を担い、いきいきと暮らしていくことをめざして、この憲章を定めます。

- 一 生涯を通じて、心身の健康づくりにつとめます。
- 一 みずからの知識と経験を活かし、すすんで社会活動に参加します。
- 一 ふるさとの伝統文化を守り伝えるまちづくりをすすめます。
- 一 互いに支えあい、人情あふれる地域づくりをすすめます。
- 一 生きがいを持ち、心豊かな人生をはぐくみます。



## 【目次】

<b>第1章 計画策定の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
<b>第2章 浜田市の高齢者の現状と将来推計</b> .....	<b>3</b>
1 統計からみる高齢者の状況 .....	3
(1) 高齢者人口の状況 .....	3
(2) 高齢者世帯の状況 .....	7
(3) 高齢者の健康状況 .....	10
(4) 将来推計 .....	16
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>17</b>
1 計画の基本理念 .....	17
2 計画の基本目標 .....	17
3 計画の体系 .....	18
<b>第4章 目標達成のための事業</b> .....	<b>19</b>
1 介護予防と生活支援体制の充実 .....	19
(1) 健康長寿社会の実現 .....	19
(2) 介護予防の推進 .....	20
(3) 高齢者福祉サービスの充実 .....	34
2 サービス基盤の計画的整備 .....	36
(1) 介護保険施設基盤の計画的整備 .....	36
(2) 介護保険対象外施設の有効活用 .....	38
(3) 在宅サービス施設基盤の充実 .....	40
(4) 人材確保とサービスの質の向上 .....	40
3 認知症高齢者支援施策の充実 .....	41
(1) 認知症に対する正しい理解の普及 .....	41
(2) 地域における高齢者の権利擁護 .....	42
(3) 状況に応じた適切な支援体制の構築 .....	43
(4) 各分野における連携の充実 .....	43
4 地域包括ケア体制の充実 .....	44
(1) 地域包括ケアシステムの構築 .....	44
(2) 住民参加による地域福祉の推進 .....	44
(3) 地域における連携体制の強化 .....	46
5 生涯現役のまちづくり .....	47
(1) 生きがいづくりと社会参加活動の推進 .....	47
(2) 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保 .....	48

<b>第5章 安全安心なまちづくりを目指して.....</b>	<b>49</b>
1 防災対策の推進 .....	49
(1) 迅速な情報受信 .....	49
(2) 避難行動要支援者名簿の活用と推進 .....	50
(3) 福祉避難所の設置 .....	50
(4) 救急医療情報キットの導入 .....	50
2 その他の対策 .....	51
(1) 消費生活におけるトラブルに巻き込まれないために .....	51
(2) 高齢者が利用しやすい交通環境 .....	51
<b>第6章 高齢者福祉の推進にあたって .....</b>	<b>52</b>
1 計画の推進体制 .....	52
2 果たすべき役割 .....	52
(1) 行政の連携強化 .....	52
(2) 関係機関との連携 .....	52
<b>資 料 編 .....</b>	<b>53</b>
1 浜田市保健医療福祉協議会規則 .....	53
2 浜田市高齢者福祉計画策定体制 .....	55
(1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿 .....	55
(2) 浜田市高齢者福祉専門部会委員名簿 .....	56

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、世界的にも他に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、平成25年10月1日現在における高齢化率は25.1%と、4人に1人が65歳以上となっています。

平成12年4月に介護保険制度が始まってから15年が経過し、全国的に介護保険制度が定着して、介護サービス利用者は年々増加しています。

高齢化率については、平成29年には28.0%になると見込まれています。こうした急速な高齢化により、高齢者の地域生活に大きな変化が予想されるとともに、介護保険制度の運営にも大きな影響を及ぼすものと予想されます。

国においては、いわゆる団塊の世代の高齢化が始まる平成26年度末を目標とし、第3期から第5期の高齢者施策を進めてきましたが、団塊の世代のすべての人が後期高齢者となる平成37(2025)年を見据え、たとえ介護が必要になっても住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア<sup>1)</sup>」の社会づくりを実現するべく、10年後の平成37(2025)年を改めて目標年度と設定し、新たな介護保険制度の仕組みがつくられたところです。

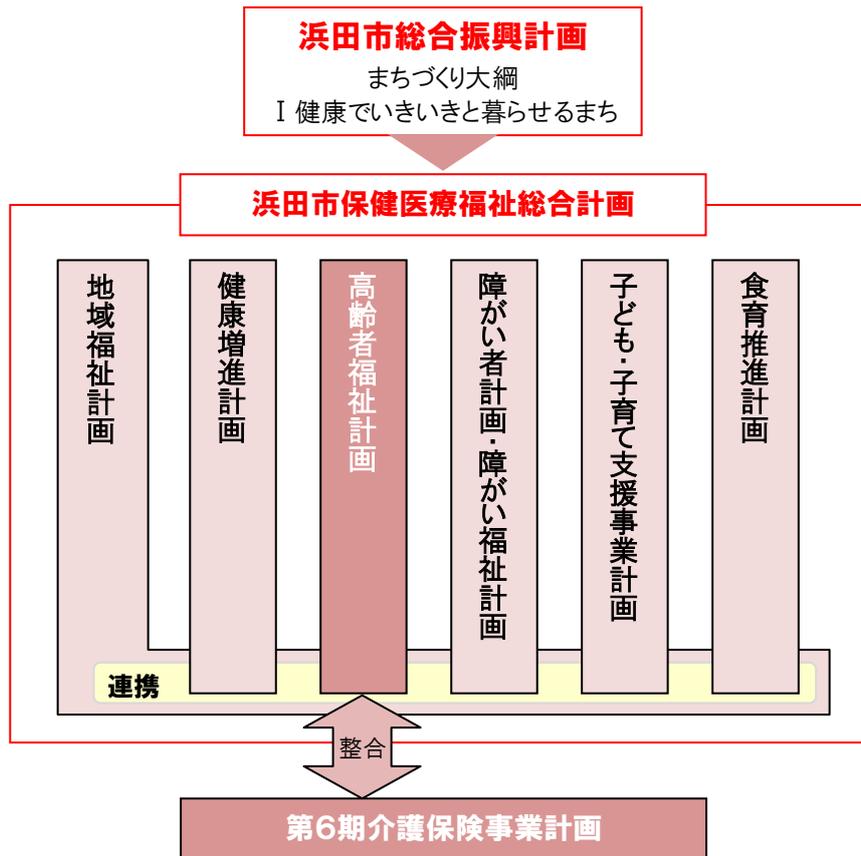
そのため、浜田地区広域行政組合においても、第5期介護保険事業計画で定めた将来像である「高齢者の自立」「住みなれた地域での暮らし」「地域での支えあい」と、これらの実現に向けた将来像である「生活者視点の地域包括ケア」を継承しつつ、“平成37(2025)年の高齢者介護”のあるべき姿を念頭におきながら、各種施策が見直されています。

この度の「浜田市高齢者福祉計画」は、前回策定した計画の基本理念及び基本目標を継承しつつ、今後3年間の高齢者福祉に関する基本的事項を定め、地域の実情に沿った高齢者施策を総合的に推進するために、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第6項の規定に基づき、介護保険事業計画と一体的なものとして策定するものです。

<sup>1)</sup> 地域包括ケア：要介護高齢者が住みなれた地域でできる限り生活し続けることを支えるために、個々の要介護高齢者の状態や置かれている状況、生活の場の変化に応じて、必要な支援を継続的・包括的に提供するケアのあり方。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく計画であり、「浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市保健医療福祉総合計画」を上位計画とし、「浜田市地域福祉計画」、「浜田市健康増進計画」等各種計画との整合を図りながら、高齢者憲章（平成20年3月21日制定）の精神を尊重し、高齢者福祉施策を推進するための基本となる計画です。



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間と定めます。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前計画						
		見直し	浜田市高齢者福祉計画 (本計画)			
					見直し	

## 第2章 浜田市の高齢者の現状と将来推計

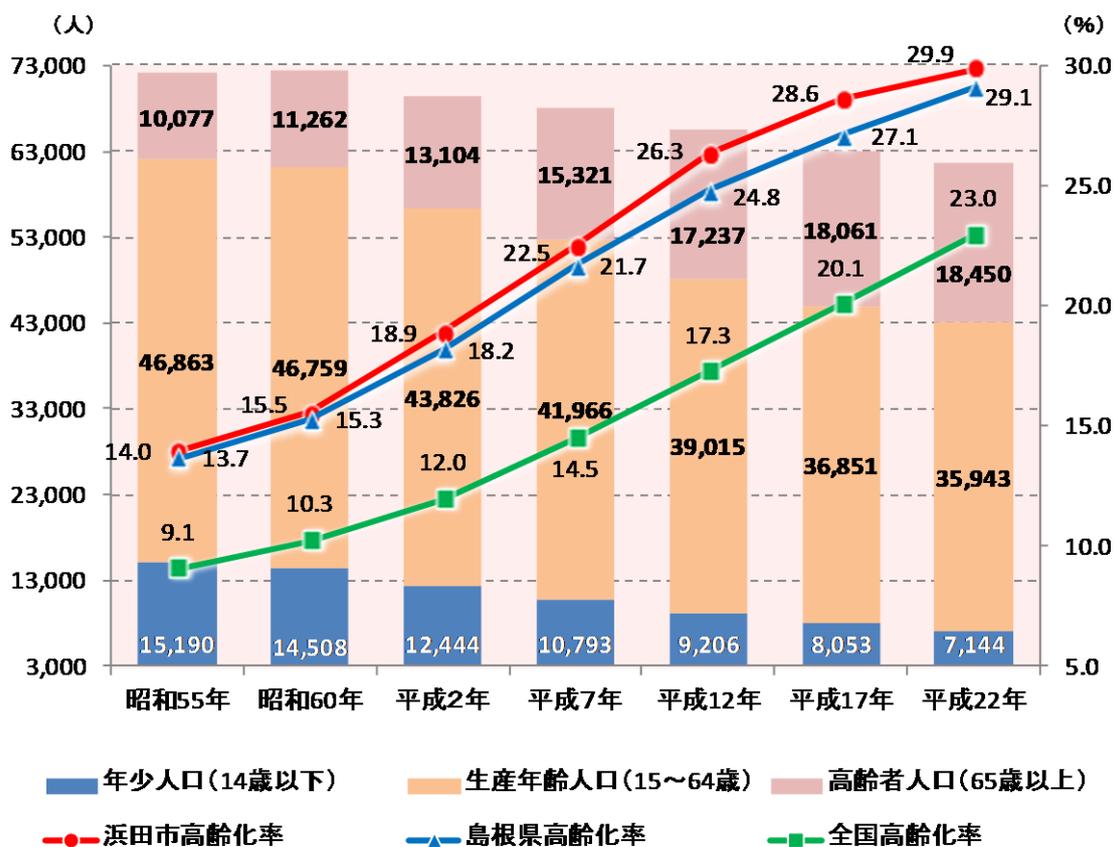
### 1 統計からみる高齢者の状況

#### (1) 高齢者人口の状況

##### ① 国勢調査からみた人口構造の変化と推移

国勢調査結果においては、昭和60年調査以降、人口は減少しており、近年、人口減少が加速しています。人口減少の一方、高齢化率は増加し続けており、平成2年には高齢者人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回りました。高齢化率は、昭和55年には14.0%であったものが、平成22年には29.9%と2倍以上に増加しました。

■年齢（3区分）別 人口の推移と高齢化率



資料：国勢調査

## ② 住民基本台帳からみた人口の推移

住民基本台帳の登録人口で見ると、平成26年10月1日現在、高齢化率は33.6%となっており、経年でみると増加傾向にあります。

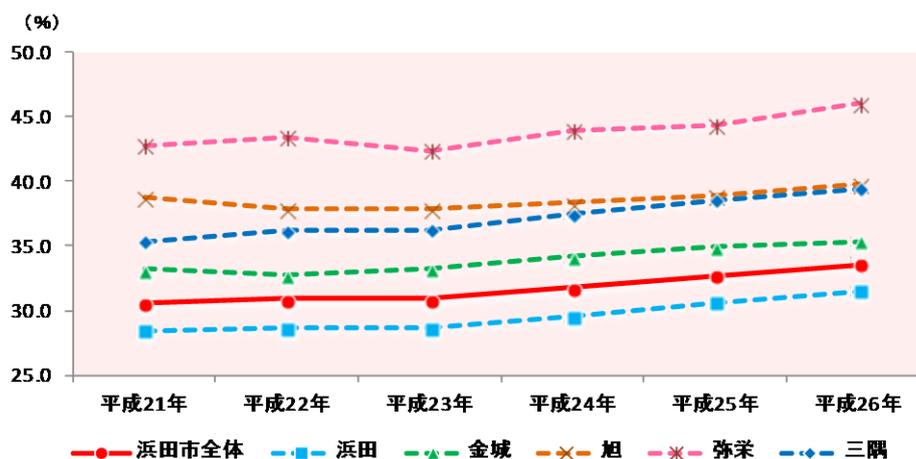
■人口と高齢者数・高齢化率の推移

単位：人、%

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
<b>浜田市全体</b>						
総人口	60,704	60,090	59,668	59,140	58,483	57,667
高齢者人口	18,558	18,494	18,355	18,752	19,110	19,370
高齢化率	30.6	30.8	30.8	31.7	32.7	33.6
<b>浜田</b>						
総人口	44,043	43,680	43,458	43,174	42,828	42,265
高齢者人口	12,544	12,549	12,475	12,799	13,144	13,369
高齢化率	28.5	28.7	28.7	29.6	30.7	31.6
<b>金城</b>						
総人口	4,875	4,805	4,735	4,674	4,589	4,552
高齢者人口	1,613	1,575	1,570	1,598	1,602	1,611
高齢化率	33.1	32.8	33.2	34.2	34.9	35.4
<b>旭</b>						
総人口	3,228	3,236	3,231	3,191	3,102	3,046
高齢者人口	1,248	1,226	1,224	1,222	1,207	1,212
高齢化率	38.7	37.9	37.9	38.3	38.9	39.8
<b>弥栄</b>						
総人口	1,593	1,542	1,520	1,490	1,447	1,402
高齢者人口	684	670	644	656	642	647
高齢化率	42.9	43.5	42.4	44.0	44.4	46.1
<b>三隅</b>						
総人口	6,965	6,827	6,724	6,611	6,517	6,402
高齢者人口	2,469	2,474	2,442	2,477	2,515	2,531
高齢化率	35.4	36.2	36.3	37.5	38.6	39.5

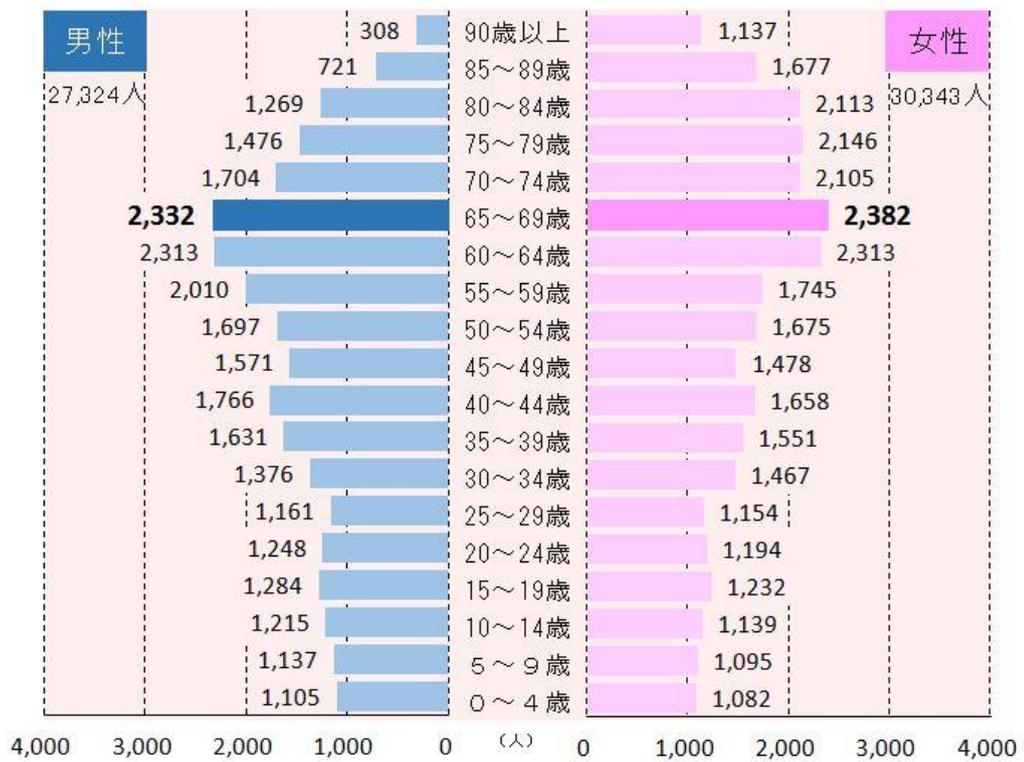
資料：住民基本台帳＋外国人登録（各年10月1日現在）

■高齢化率の推移（地区別）



平成26年10月1日現在の人口構造は、男女ともに65～69歳が最も多い状況となっています。

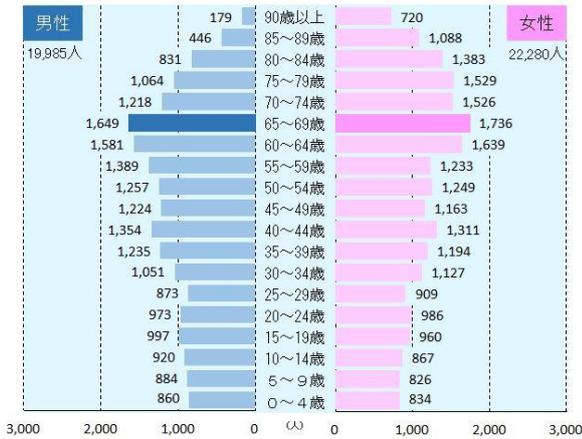
■浜田市の人口構造



資料：総合窓口課（平成26年10月1日現在、外国人を含む）

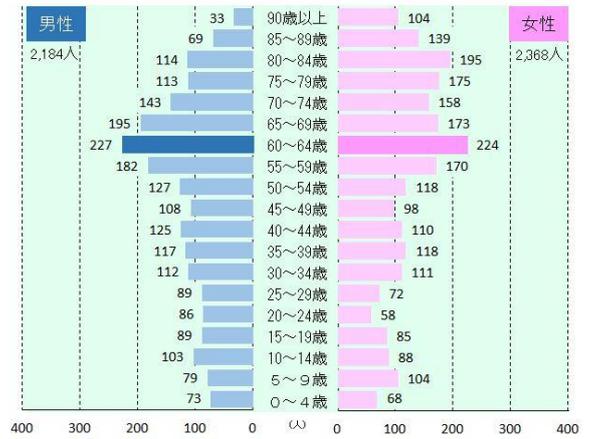
## ■各自治区別の人口構造

### 【浜田自治区】

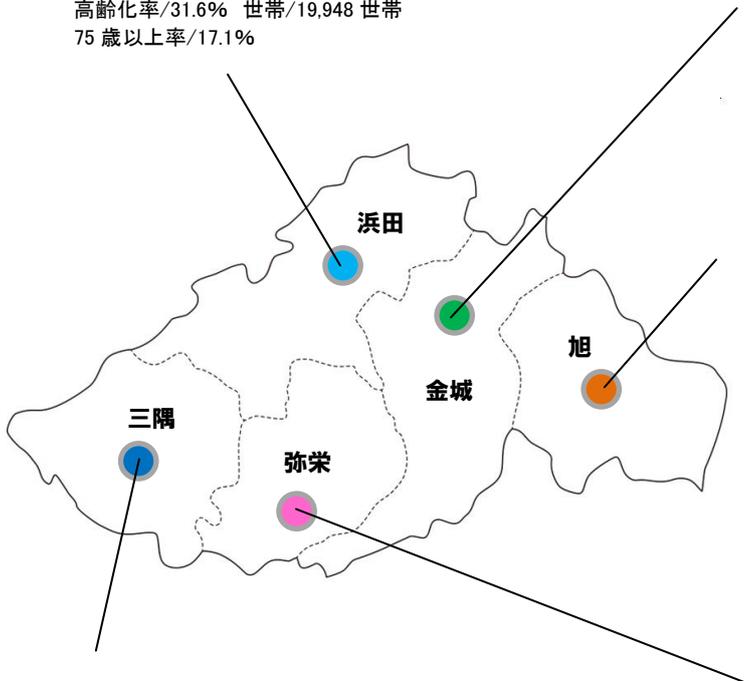


人口/42,265人(男性:19,985人 女性:22,280人)  
 高齢化率/31.6% 世帯/19,948世帯  
 75歳以上率/17.1%

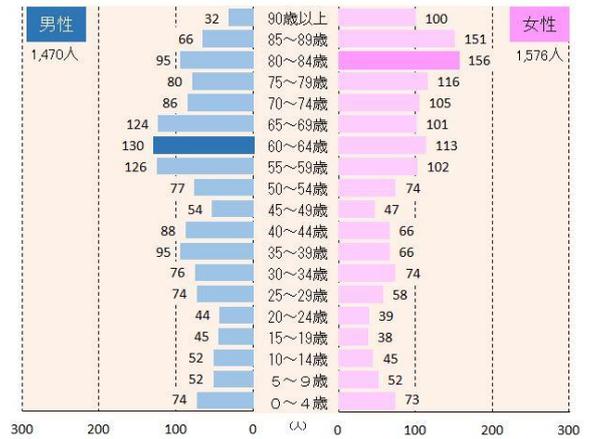
### 【金城自治区】



人口/4,552人(男性:2,184人 女性:2,368人)  
 高齢化率/35.4% 世帯/1,926世帯  
 75歳以上率/20.7%



### 【旭自治区】



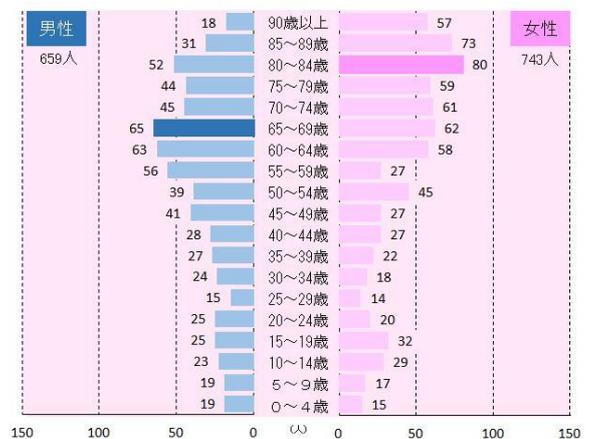
人口/3,046人(男性:1,470人 女性:1,576人)  
 高齢化率/39.8% 世帯/1,400世帯  
 75歳以上率/26.1%

### 【三隅自治区】



人口/6,402人(男性:3,026人 女性:3,376人)  
 高齢化率/39.5% 世帯/2,913世帯  
 75歳以上率/22.7%

### 【弥栄自治区】



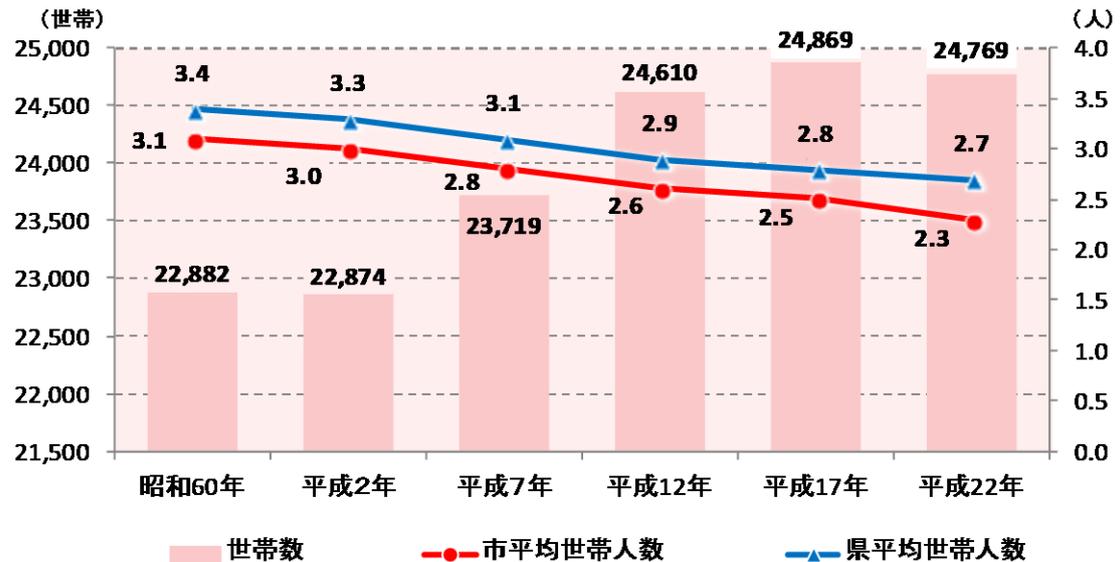
人口/1,402人(男性:659人 女性:743人)  
 高齢化率/46.1% 世帯/692世帯  
 75歳以上率/29.5%

## (2) 高齢者世帯の状況

### ① 高齢者の世帯数

総世帯数は増加している一方で、平均世帯人数は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。平均世帯人数は島根県を下回って推移しています。

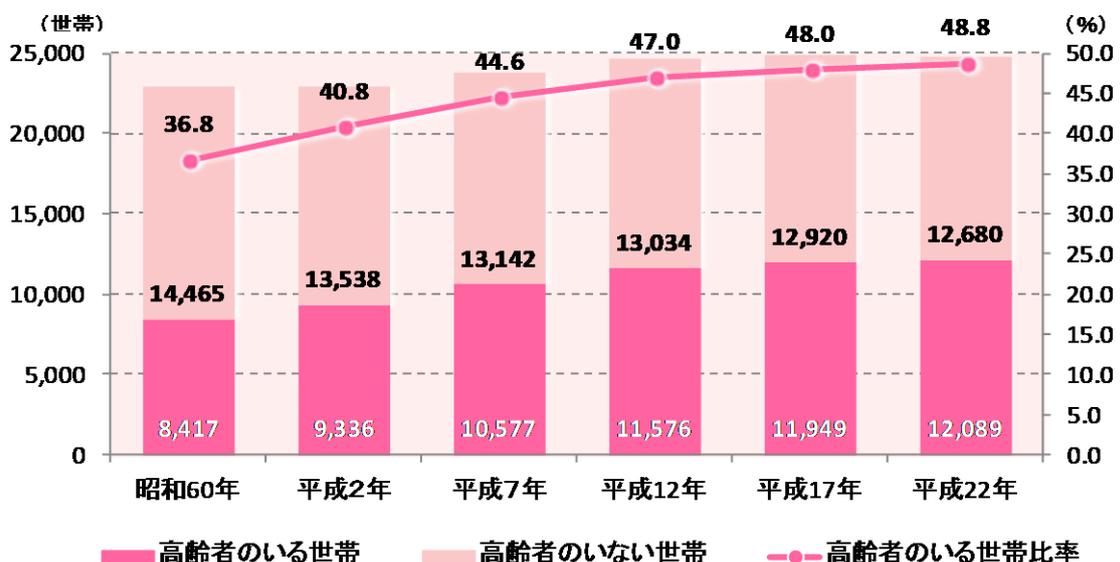
■ 世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

一般世帯のうち、高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成22年には全世帯のほぼ半数が高齢者のいる世帯となっています。

■ 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

## ② 高齢者のいる世帯の内訳

高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者のみの世帯（高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯）が年々増加しています。平成22年では、高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯が27.4%、高齢者夫婦世帯が22.3%となっています。

### ■ 高齢者のいる世帯の状況（浜田市）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯	22,882	22,874	23,719	24,610	24,869	24,769
高齢者のいる世帯	8,417	9,336	10,577	11,576	11,949	12,089
高齢者単身世帯	1,332	1,646	2,086	2,672	2,999	3,308
高齢者夫婦世帯	934	1,395	1,941	2,432	2,694	2,694
高齢者同居世帯	6,151	6,295	6,550	6,472	6,256	6,087

注：高齢者夫婦世帯は夫・妻ともに65歳以上の世帯

資料：国勢調査

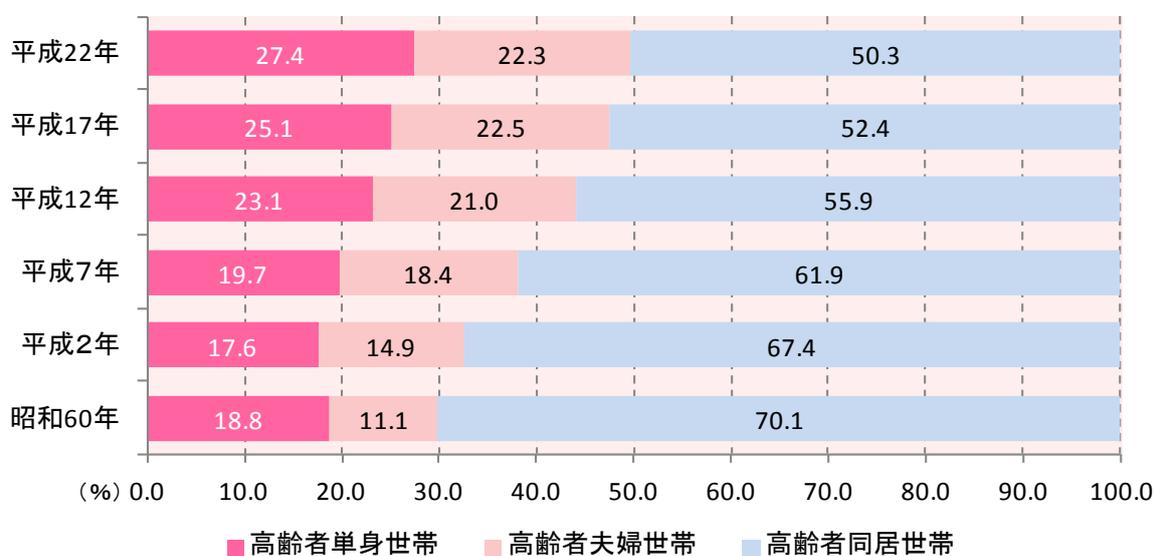
### ■ 高齢者のいる世帯の状況（島根県）

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯	231,795	235,014	244,996	256,508	259,289	260,921
高齢者のいる世帯	89,374	99,537	112,331	123,265	128,687	131,636
高齢者単身世帯	10,702	13,615	17,160	21,124	24,452	27,279
高齢者夫婦世帯	8,185	12,015	17,057	21,754	24,562	26,439
高齢者同居世帯	70,487	73,907	78,114	80,387	79,673	77,918

注：高齢者夫婦世帯は夫・妻ともに65歳以上の世帯

資料：国勢調査

### ■ 高齢者世帯内訳図（浜田市）



資料：国勢調査

### ③ 高齢者独居世帯数の推移

本市の高齢者独居世帯数は、平成12年～平成22年の10年間で、65歳以上は1.2倍、75歳以上は1.5倍、85歳以上では2倍以上増加しています。

男女別にみると、女性の高齢者独居世帯が多く、配偶者死別を要因とする独居世帯が多くなっています。

配偶者との死別により独居世帯となってしまった場合、精神的にも身体的にも不安定になりやすく、十分な見守りをする必要があります。

#### ■ 高齢者独居世帯数

単位：世帯＝人

区 分	平成12年	平成17年	平成22年
	総数	総数	総数
65歳以上	2,672	2,999	3,308
75歳以上	1,389	1,754	2,111
85歳以上	286	385	582

資料：国勢調査

#### ■ 年齢区分別、男女別配偶関係、独居高齢者世帯数の推移

【平成12年】

単位：世帯＝人

区 分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	498	43	49	313	80	2,174	105	43	1,848	134
75歳以上	208	6	20	159	19	1,181	33	18	1,050	57
85歳以上	63	1	6	53	3	223	5	2	203	9

【平成17年】

単位：世帯＝人

区 分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	619	60	52	363	119	2,380	136	39	2,031	147
75歳以上	312	18	27	228	29	1,442	56	18	1,296	61
85歳以上	78	4	9	58	2	307	8	1	290	7

【平成22年】

単位：世帯＝人

区 分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	753	96	81	418	138	2,555	155	71	2,130	174
75歳以上	417	18	49	296	47	1,694	67	37	1,514	63
85歳以上	104	-	13	84	7	478	8	9	449	9

資料：国勢調査

### (3) 高齢者の健康状況

#### ① 高齢者の平均余命

本市の男女の平均余命、平均自立期間<sup>2)</sup>(=健康寿命)ともに、島根県よりも短い状況にあります。

平均余命と平均自立期間には、男性で1.99年、女性で3.79年の差があることから、平均自立期間を延ばし、健康で生きがいをもった生活ができるよう取り組む必要があります。

#### ■男女別 65歳の平均余命と平均自立期間（平成18年～平成22年の平均）

【男性】

単位：年、歳

区分	島根県	浜田圏域	浜田市	島根県と浜田市の差
平均余命	18.83	18.31	18.42	▲0.41
平均自立期間	17.08	16.37	16.43	▲0.65
健康寿命	82.08	81.37	81.43	▲0.65

【女性】

単位：年、歳

区分	島根県	浜田圏域	浜田市	島根県と浜田市の差
平均余命	24.10	23.82	23.82	▲0.28
平均自立期間	20.73	20.11	20.03	▲0.70
健康寿命	85.73	85.11	85.03	▲0.70

資料：浜田市健康増進計画



<sup>2)</sup> 平均自立期間：要介護状態でない余命を示す指標であり、要介護者率を生命表に結合することによって算出される。この概念は「健康寿命」、「活動的平均余命」などとよばれるものと基本的に同一の概念である。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

## ② 要支援・要介護認定者数及び認定率

第1号被保険者のうちの要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成25年度は平成23年度と比べて230人増加しています。

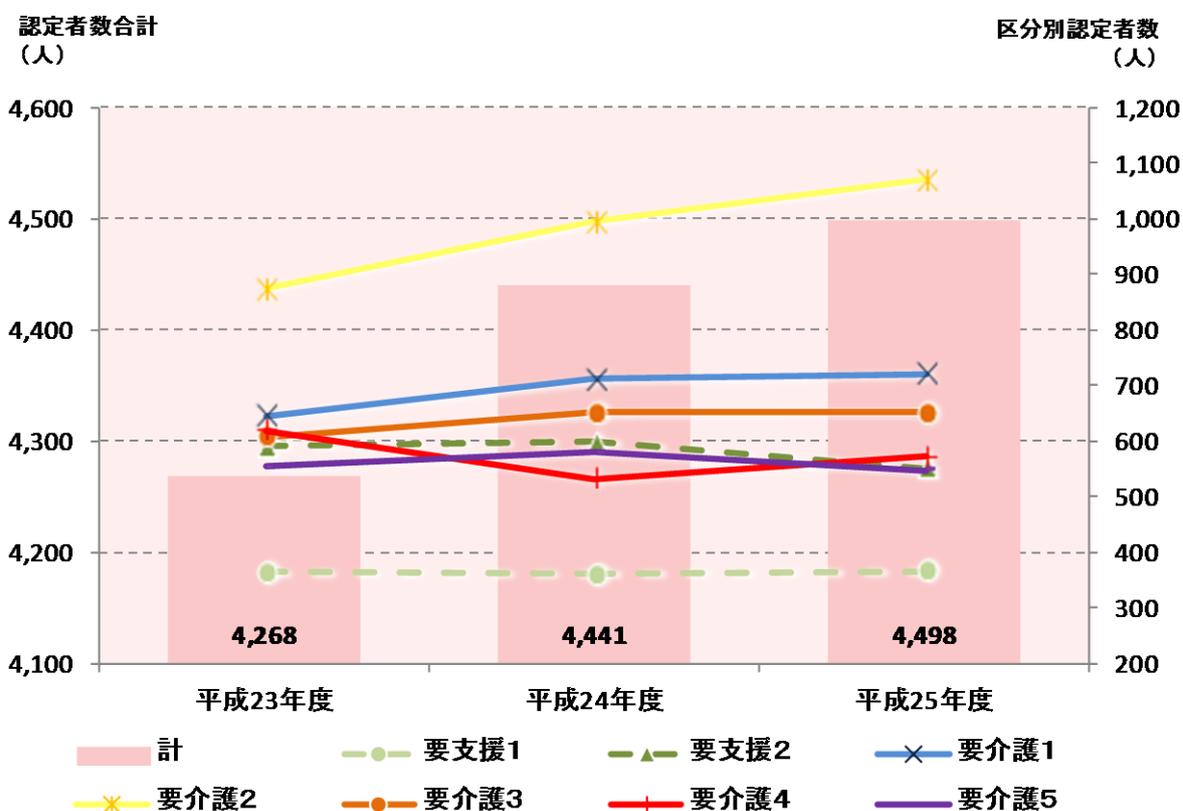
また、平成25年度における要介護認定率は23.4%と平成23年度から0.4ポイント増加しています。

■ 浜田市要支援・要介護認定者数の推移（平成23～25年度）

単位：人、%

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1号被保険者	18,522	18,993	19,241
要支援1	365	363	368
要支援2	591	600	554
要介護1	648	713	723
要介護2	877	997	1,074
要介護3	610	652	654
要介護4	621	534	575
要介護5	556	582	550
計	4,268	4,441	4,498
認定率	23.0	23.4	23.4

資料：浜田地区広域行政組合 介護保険事業状況報告 各年度3月末数値



■浜田市要支援・要介護認定率の推移

【浜田市】 単位：人、%

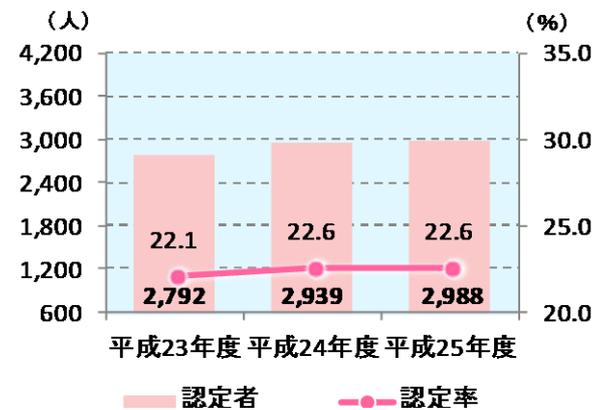
区分	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	認定率
平成23年度	18,522	4,268	23.0
平成24年度	18,993	4,441	23.4
平成25年度	19,241	4,498	23.4



■自治区別の要支援・要介護認定率の推移

【浜田】 単位：人、%

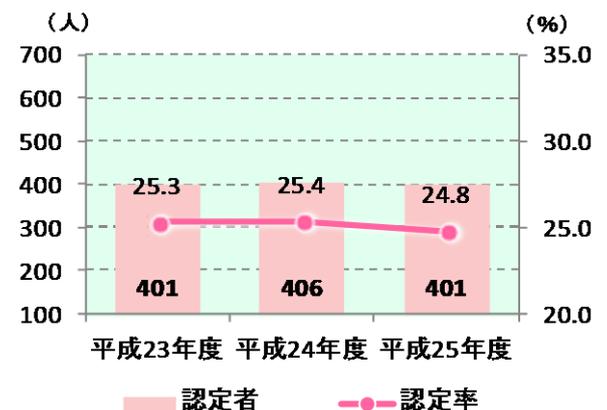
区分	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	認定率
平成23年度	12,636	2,792	22.1
平成24年度	13,032	2,939	22.6
平成25年度	13,244	2,988	22.6



※人数軸は、浜田市の3/4

【金城】 単位：人、%

区分	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	認定率
平成23年度	1,584	401	25.3
平成24年度	1,600	406	25.4
平成25年度	1,616	401	24.8

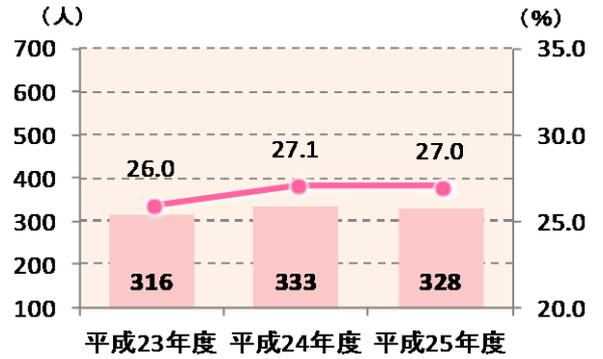


※人数軸は、浜田市の1/8  
浜田自治区の1/6

【旭】

単位：人、%

区分	第1号 被保険者数	要支援・要介護 認定者数	認定率
平成23年度	1,216	316	26.0
平成24年度	1,227	333	27.1
平成25年度	1,216	328	27.0

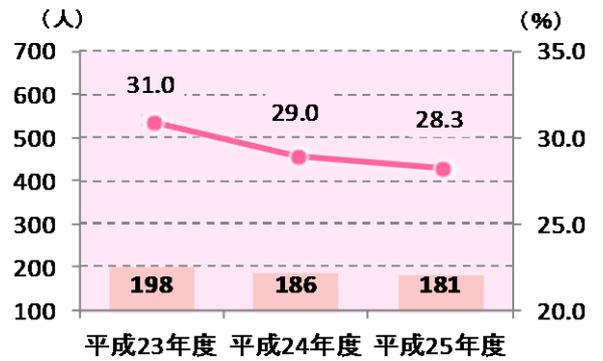


※人数軸は、浜田市の1/8  
浜田自治区の1/6

【弥栄】

単位：人、%

区分	第1号 被保険者数	要支援・要介護 認定者数	認定率
平成23年度	639	198	31.0
平成24年度	642	186	29.0
平成25年度	639	181	28.3

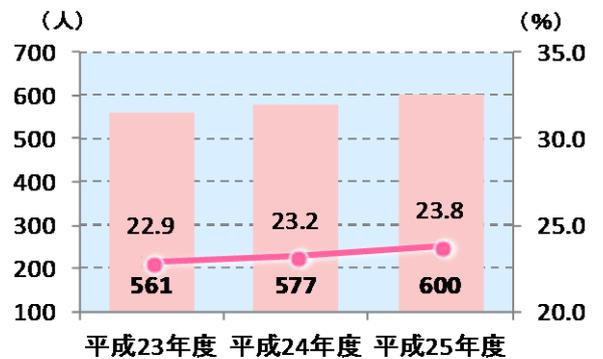


※人数軸は、浜田市の1/8  
浜田自治区の1/6

【三隅】

単位：人、%

区分	第1号 被保険者数	要支援・要介護 認定者数	認定率
平成23年度	2,447	561	22.9
平成24年度	2,492	577	23.2
平成25年度	2,526	600	23.8



※人数軸は、浜田市の1/8  
浜田自治区の1/6

### ③ 要支援・要介護認定者の認知症自立度別人数及び認知症率

認知症高齢者については、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準により、その状態に応じてⅠ～Ⅴまでの大きく5つのランクに区分しています。

平成25年度末の要支援・要介護認定者のうち、認知症自立度がⅡa以上と判断された高齢者は2,757人で、要支援・要介護認定者に占める割合（認知症出現率）は、61.3%となっており、要支援・要介護認定者の増加と合わせて増加傾向にあります。

また、介護度別にみると、要支援認定者の認知症出現率が10%程度であるのに対し、要介護認定者の認知症出現率は70%を超える高い割合となっています。

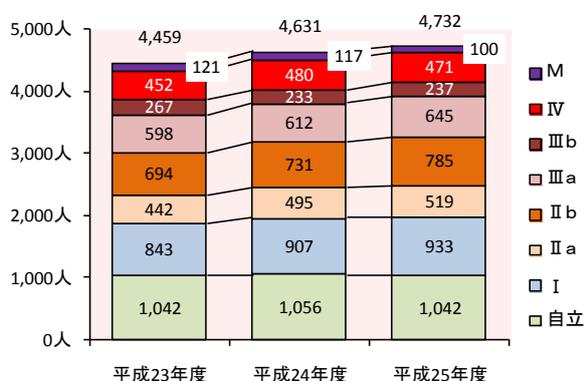
■要支援・要介護認定者の認知症自立度別人数

単位：人、%

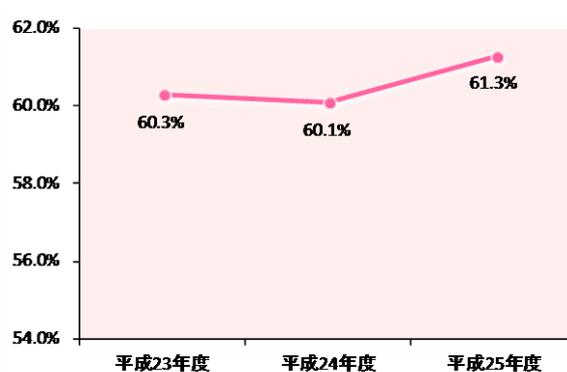
区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度
認知症自立度	M	121	117	100
	Ⅳ	452	480	471
	Ⅲb	267	233	237
	Ⅲa	598	612	645
	Ⅱb	694	731	785
	Ⅱa	442	495	519
	Ⅰ	843	907	933
	自立	1,042	1,056	1,042
	計	4,459	4,631	4,732
認知症ランクⅡa以上の人数		2,574	2,668	2,757
要支援・要介護認定者数		4,268	4,441	4,498
認定者に占める割合(出現率)		60.3	60.1	61.3

資料：浜田地区広域行政組合 介護保険事業状況報告 各年度3月末数値

■要支援・要介護認定者の認知症の状況



■要支援・要介護認定者中の認知症率



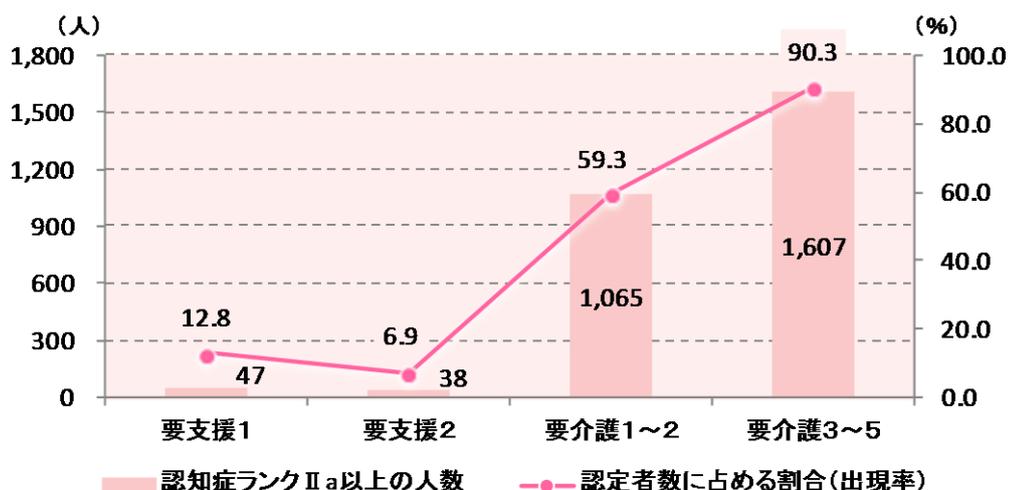
各年度末認定者の認定審査時状況。認知症率はランクⅡa以上の出現率。

■介護度別の認知症自立度別人数（平成 25 年度）

単位：人、%

区 分	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1・2	要介護3～5	要介護計
要支援・要介護認定者数	368	554	922	1,797	1,779	3,576
認知症ランクⅡa以上の人数	47	38	85	1,065	1,607	2,672
認定者に占める割合(出現率)	12.8	6.9	9.2	59.3	90.3	74.7

■介護度別の認知症自立度Ⅱa以上の状況（平成 25 年度）



■認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(厚生労働省 平成 18 年 1 月 19 日 老老発第 0119001 号より抜粋)

## (4) 将来推計

### ① 将来推計人口(住民基本台帳登録人口)

住民基本台帳登録人口を基にした将来推計人口では、総人口が減少する中、高齢者人口は平成31年までは増加を続け、その後は減少に転じると推計しています。

高齢化率は、今後も上昇していくものと推計しています。

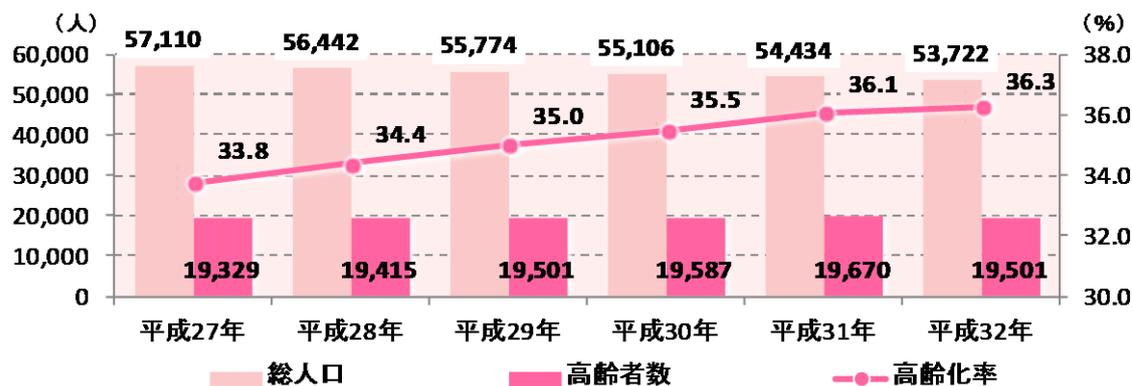
■住民基本台帳登録人口を基にした将来推計

単位：人、%

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
<b>浜田市全体</b>						
総人口	57,110	56,442	55,774	55,106	54,434	53,722
高齢者人口	19,329	19,415	19,501	19,587	19,670	19,501
高齢化率	33.8	34.4	35.0	35.5	36.1	36.3
<b>浜田</b>						
総人口	41,833	41,413	40,993	40,573	40,170	39,707
高齢者人口	13,320	13,399	13,478	13,557	13,644	13,528
高齢化率	31.8	32.4	32.9	33.4	34.0	34.1
<b>金城</b>						
総人口	4,492	4,426	4,360	4,294	4,228	4,160
高齢者人口	1,629	1,646	1,663	1,680	1,694	1,689
高齢化率	36.3	37.2	38.1	39.1	40.1	40.6
<b>旭</b>						
総人口	3,031	2,995	2,959	2,923	2,891	2,854
高齢者人口	1,211	1,207	1,203	1,199	1,198	1,189
高齢化率	40.0	40.3	40.7	41.0	41.4	41.7
<b>弥栄</b>						
総人口	1,391	1,354	1,317	1,280	1,254	1,224
高齢者人口	642	637	632	627	619	606
高齢化率	46.2	47.0	48.0	49.0	49.4	49.5
<b>三隅</b>						
総人口	6,354	6,236	6,118	6,000	5,903	5,790
高齢者人口	2,525	2,522	2,519	2,516	2,520	2,495
高齢化率	39.7	40.4	41.2	41.9	42.7	43.1

注：日常生活圏域別（自治区別）にそれぞれ推計しているため、浜田市全体の数値は内訳の合計と合致しません。

資料：浜田地区広域行政組合



# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

少子・高齢化が進む中、介護を必要とする人を支えるマンパワーの拡大が重要となっています。その中で、「高齢者＝支えられる人」とする概念を見直し、高齢者が生涯現役で活躍できる社会を築くことが求められています。

前計画においては、老人福祉法の理念である「高齢者は生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」を基礎として、高齢者が住みなれた地域や家庭で暮らすことができるよう、計画の基本理念を「住みなれたまちで、健康でいきいきと安心して暮らし続ける」とし、この基本理念の達成に向けて、①介護予防と生活支援体制の充実、②サービス基盤の計画的整備、③認知症高齢者支援施策の充実、④地域包括ケア体制の確立、⑤生涯現役のまちづくりの5つの基本目標を定め、各種施策を展開してきました。

平成27年度からの介護保険制度の改正においては、「たとえ介護が必要になっても住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように」との目標が掲げられており、前計画の基本理念と合致することから、本計画の基本理念は、前計画の理念を引き継ぎ、次のとおりとします。

### 基本理念

**住みなれたまちで、健康でいきいきと  
安心して暮らし続ける**

## 2 計画の基本目標

本計画の基本目標についても、前計画を引き継ぎ、次のとおりとします。

### 基本目標

- ①介護予防と生活支援体制の充実
- ②サービス基盤の計画的整備
- ③認知症高齢者支援施策の充実
- ④地域包括ケア体制の充実
- ⑤生涯現役のまちづくり

### 3 計画の体系

#### 基本理念

**住みなれたまちで、健康でいきいきと  
安心して暮らし続ける**

#### 基本目標

#### 施策の方向

**1 介護予防と生活支援体制  
の充実**

- (1) 健康長寿社会の実現
- (2) 介護予防の推進
- (3) 高齢者福祉サービスの充実

**2 サービス基盤の計画的  
整備**

- (1) 介護保険施設基盤の計画的整備
- (2) 介護保険対象外施設の有効活用
- (3) 在宅サービス施設基盤の充実
- (4) 人材確保とサービスの質の向上

**3 認知症高齢者支援施策  
の充実**

- (1) 認知症に対する正しい理解の普及
- (2) 地域における高齢者の権利擁護
- (3) 状況に応じた適切な支援体制の構築
- (4) 各分野における連携の充実

**4 地域包括ケア体制の充実**

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 住民参加による地域福祉の推進
- (3) 地域における連携体制の強化

**5 生涯現役のまちづくり**

- (1) 生きがいづくりと社会参加活動の推進
- (2) 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

# 第4章 目標達成のための事業

## 1 介護予防と生活支援体制の充実

### (1) 健康長寿社会の実現

生きがいや幸せが実感できる健康寿命・平均寿命の延伸の実現のため、健康的な生活習慣の確立に向けた取り組みを、子どもから高齢者までのさまざまなライフステージに沿って展開するとともに、地域を基盤にした健康づくり活動も推進しています。

引き続き、関係各課や公民館、自主活動組織との連携を図るとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた取り組みを継続、充実させていきます。

また、各関係機関や地域の既存組織との連携も強化していきます。

■市町村別平均寿命

単位：歳

団体名	男	女
島根県	79.58	86.88
松江市	79.65	87.09
浜田市	79.56	86.65
出雲市	80.25	87.13
益田市	79.04	86.16
大田市	78.49	86.75
安来市	79.51	87.23
江津市	77.91	85.64
雲南市	78.66	87.14
奥出雲町	80.15	87.69

団体名	男	女
飯南町	77.86	85.86
川本町	79.98	87.55
美郷町	77.89	84.94
邑南町	80.82	85.46
津和野町	78.87	86.67
吉賀町	82.14	87.14
海士町	80.93	89.04
西ノ島町	80.86	87.70
知夫村	73.75	87.84
隠岐の島町	79.07	86.02

目標値	
男	女
79.58 歳	86.88 歳

資料：島根県（平成20年～平成24年の5か年平均）



## (2) 介護予防の推進

高齢者は、加齢に伴って心身の機能が低下します。平均寿命が伸びているため、高齢期に健康でいきいきとした生活を送れるよう、それぞれが心がけることが大切です。

そのため、認知症の予防や生活習慣の改善、寝たきりにつながる疾病の予防と適切な訓練を行うことにより、機能低下を防ぐことが重要な課題です。

本市の第1号被保険者における要支援・要介護認定者は、平成25年度末では4,498人(要支援認定者922人、要介護認定者3,576人)と年々増加傾向にあります。要介護状態となった原因疾患は、関節疾患、認知症、脳血管疾患が上位を占めています。

また、高齢者人口についても年々増加しており、高齢者の6割以上は、独居又は高齢者のみの世帯であることに加えて、見守りや生活支援が必要な高齢者が多くみられます。

引き続き、要介護認定の原因リスクの軽減と機能低下予防の取り組みを行うとともに、高齢者が生きがいや幸せを実感できる地域づくり、見守りや助け合いのできる地域づくりを進めていきます。

### ■要支援・要介護認定率の状況

単位：人、%

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1号被保険者	18,522	18,993	19,241
<b>要支援・要介護認定者</b>	<b>4,268</b>	<b>4,441</b>	<b>4,498</b>
要支援1～2	956	963	922
要介護1～5	3,312	3,478	3,576
<b>要支援・要介護認定率</b>	<b>23.04</b>	<b>23.38</b>	<b>23.38</b>
うち要支援認定率	5.16	5.07	4.79
うち要介護認定率	17.88	18.31	18.59

資料：浜田地区広域行政組合 介護保険事業状況報告 各年度3月末数値

### 介護予防の推進体系

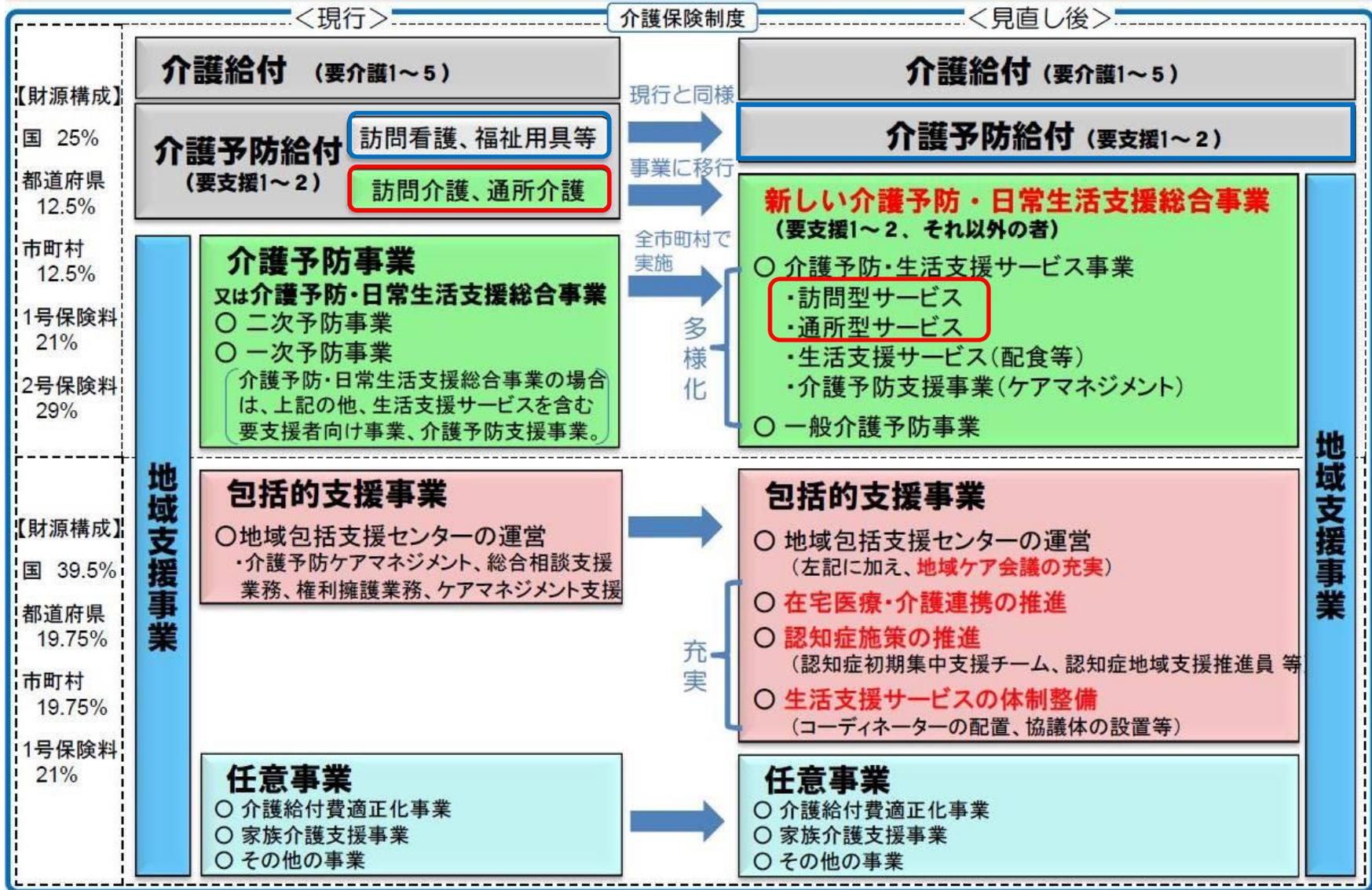
介護予防の推進は、介護保険制度の地域支援事業<sup>3)</sup>に沿って事業を実施しています。

介護保険制度は、平成27年4月に改正が予定されており、計画期間中の平成29年4月までに新たな地域支援事業へ円滑に移行できるよう準備を進め、住民主体の介護予防活動の育成、支援を目指します。

特に介護予防事業は、対象者や事業内容が大きく変わりますが、本計画では、現行の制度を基に事業計画を策定することとします。

<sup>3)</sup> 地域支援事業：介護保険制度において、市町村が行う要支援・要介護認定を受けていない、地域のすべての高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防したり、要支援・要介護状態となった場合でも、できる限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援したりする事業。

## 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



資料：厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案(概要)

## 【参考】新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

### 現行の介護予防事業

#### 一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

#### 二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

### 一般介護予防事業

#### ・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

#### ・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

#### ・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

#### ・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

#### ・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

### 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

資料：厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）

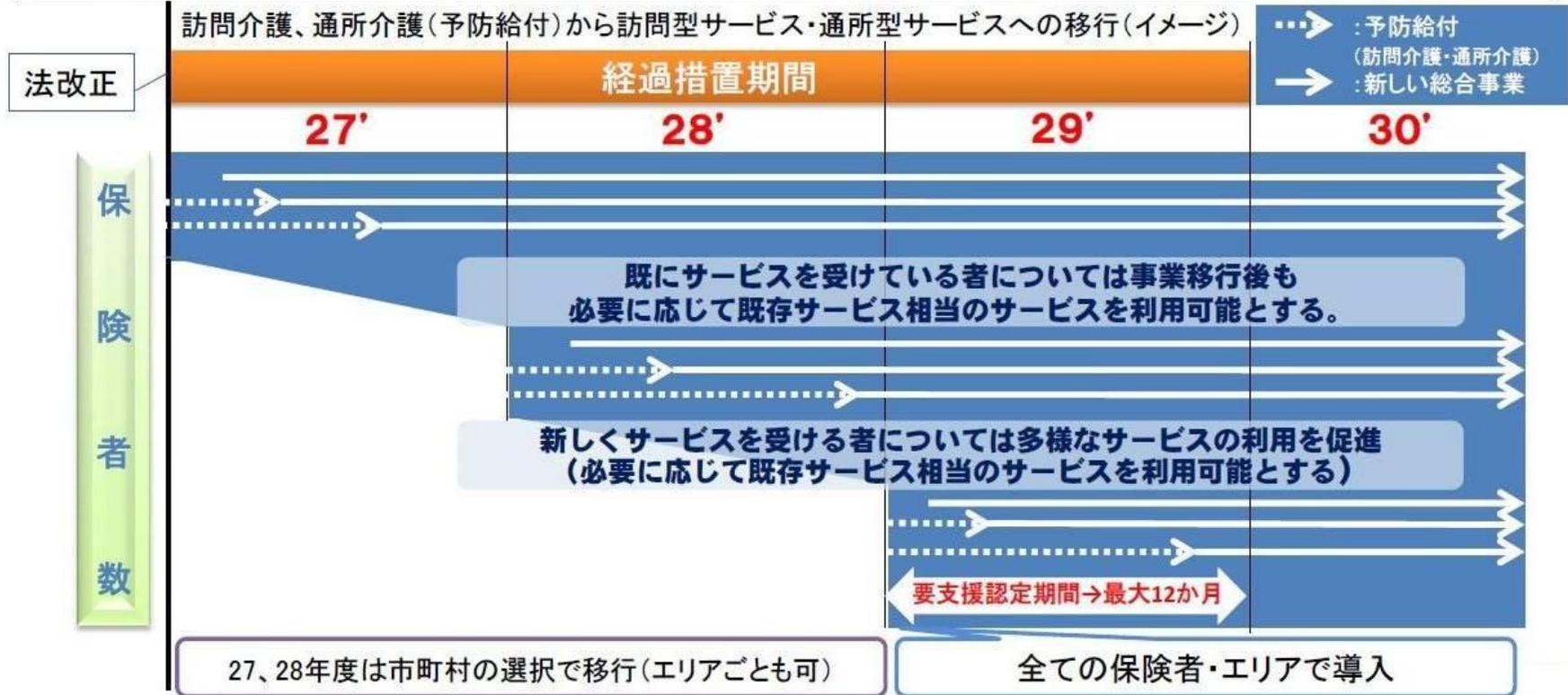
## 第7 総合事業への円滑な移行 (P131~)

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

<段階的な実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



資料：厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案(概要)

■地域支援事業の体系

<b>① 介護予防事業</b>	
<b>[1] 二次予防事業<sup>4)</sup></b>	
ア	対象高齢者把握事業
イ	通所型介護予防事業
ウ	訪問型介護予防事業
<b>[2] 一次予防事業<sup>5)</sup></b>	
ア	介護予防普及啓発事業
イ	地域介護予防活動支援事業
<b>② 包括的支援事業</b>	
<b>[1] 地域包括支援センターの運営</b>	
ア	介護予防ケアマネジメント事業
イ	総合相談支援事業
ウ	権利擁護事業
エ	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
オ	地域ケア会議推進事業
<b>[2] 在宅医療・介護連携の推進</b>	
<b>[3] 認知症施策の推進 (⇒「3 認知症高齢者支援施策の充実」に記載)</b>	
<b>[4] 生活支援サービスの体制整備</b>	
<b>③ 任意事業</b>	
<b>[1] 家族介護支援事業</b>	
ア	家族介護用品支給事業
イ	家族介護慰労事業
ウ	在宅介護慰労事業
<b>[2] 成年後見制度利用支援事業</b>	
<b>[3] 地域自立生活支援事業</b>	
ア	配食サービス事業
イ	シルバーハウジング <sup>6)</sup> 事業

(注) 介護予防事業は、平成 29 年 4 月までに新たな地域支援事業に準拠した事業へ移行します。

<sup>4)</sup> 二次予防事業：主として要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として実施する予防事業。

<sup>5)</sup> 一次予防事業：主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取り組みを行う事業。

<sup>6)</sup> シルバーハウジング：高齢者（60 歳以上）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅をいう。住宅はトイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面の配慮を行うとともに、生活相談室を設けるなどの工夫がなされている。

## ① 介護予防事業

介護予防事業は、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象にした二次予防事業と、活動的な状態にある高齢者を対象とし、できるだけ長く生きがいを持ち、地域で自立した生活を送ることができるようにすることを支援する一次予防事業で構成されています。

また、平成 29 年 4 月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ円滑に移行できるよう準備を進めます。

### [1] 二次予防事業

二次予防事業は、活動性や生活機能が低下して要介護状態となるおそれの高い高齢者を、早期に発見（把握）して早期に対処（介護予防プログラムを提供）することにより、要介護状態の発生をできる限り防ごうとするものです。

#### ア 対象高齢者把握事業

これまでに実施した基本チェックリスト<sup>7)</sup>の未提出者へのフォローや、本人、家族からの相談対応及び民生委員・児童委員等、地域で高齢者と関わりの多い方との連携により、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応に努めます。

項目	前計画値 (平成 22 年度実績)	現状値 (平成 25 年度実績)
把握件数	676 人 (目標 : 690 人)	728 人

#### イ 通所型介護予防事業

ミニデイサービス等で以下のプログラムを組み合わせる複合的に実施し、対象者本人が掲げる日常生活上の目標達成を図り、自立した生活の確立と自己実現に向けた支援を行います。

##### (7) 運動器の機能向上

専門職が看護職員、介護職員等と協働して、有酸素運動、ストレッチ、簡単な器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させ生活機能の改善を図る支援を行うものです。

ストレッチング・バランス運動・筋力向上運動等を組み合わせ、個別又は集団で 3～6 か月程度継続的に実施します。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)
運動器の機能向上 (参加者数)	282 人

<sup>7)</sup> 基本チェックリスト：生活機能全般に関する質問、運動機能に関する質問、栄養状態に関する質問、口腔機能に関する質問等からなり、介護予防を必要とする状態かどうかのチェックを行うもの。

#### (イ) 栄養改善

管理栄養士が看護職員、介護職員等と協働して栄養状態を改善するための個別の計画を作成し、当該計画に基づき個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施し、低栄養状態を改善するための支援を行うものです。

低栄養状態の予防や改善を通じて、「食」を楽しみ、自立した生活の質を高めることを目的に、集団又は個別の指導を実施します。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)
栄養改善 (参加者数)	6人

#### (ウ) 口腔機能の向上

歯科衛生士等が看護職員、介護職員と協働して、摂食・嚥下機能<sup>8)</sup>訓練、口腔清掃の自立支援等を実施し、口腔機能を向上させるための支援を行うものです。

集団又は個別の指導を実施します。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)
口腔機能の向上 (参加者数)	74人

#### (エ) 閉じこもり・認知症・うつ予防

外出を通じて社会交流の機会をつくり、活動性を高めるとともに、生きがいや自主性を高め、閉じこもり・認知症・うつ等を予防することを目的に実施します。

項目	前計画値 (平成 22 年度実績)	現状値 (平成 25 年度実績)
閉じこもり・認知症・うつ予防 (参加者数)	238人 (目標: 250人)	226人

### ウ 訪問型介護予防事業

閉じこもり、うつ、認知機能の低下のおそれがある等、心身の状況等のために通所による事業への参加が困難な高齢者を対象に、保健師等が対象者の居宅を訪問して、生活機能全般に関する課題を総合的に把握・評価し、その上で必要な相談・指導のほか、必要なプログラムを行い、通所型介護予防事業につなげていきます。

<sup>8)</sup> 嚥下機能：食物を認識し、噛み砕いたり、舌で飲み込みやすい形に整え、咽頭、食道、胃へ送ったりする一連の運動過程を営む機能。

## [2] 一次予防事業

一次予防事業では、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、おのずと介護予防が推進される地域コミュニティを構築すること（介護予防の推進を図る地域づくり）を目指しています。

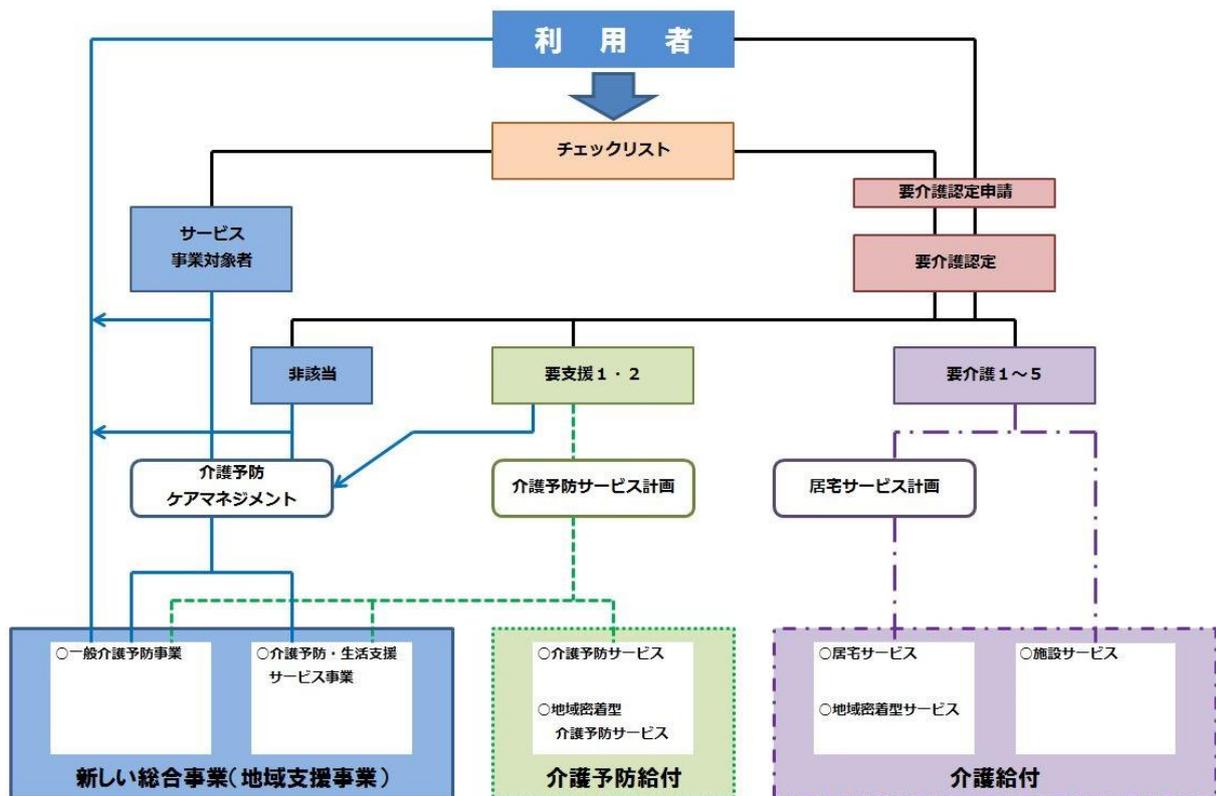
### ア 介護予防普及啓発事業

要介護認定の原因リスクの軽減と機能低下予防のため、運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知症・うつ等の介護予防に関する知識の普及啓発をパンフレット配布、講演会、教室などにより実施します。

### イ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が生きがいや幸せを実感できる地域づくりを推進するため、住民主体の自主活動の支援、サロンコーディネーターによる高齢者サロン<sup>9)</sup>の運営支援、未設置地域への情報提供や新規立ち上げ支援、サロンリーダー研修会などを実施します。

(参考) 新しい総合事業開始後の介護サービス利用の手続き



参考：厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（案）

<sup>9)</sup> 高齢者サロン：地域の中で高齢者が集い・交流する場のひとつ。高齢者が生活する地域の中で開催されるため、閉じこもりがちな高齢者の外出するきっかけとなる。

## ② 包括的支援事業

### [1] 地域包括支援センターの運営

#### ア 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者の生活機能や健康状態等を把握した上でプランを作成し、サービス利用効果をモニタリング<sup>10)</sup>して評価するトータルなマネジメントを行います。

平成 29 年 4 月までに移行する新しい介護予防・日常生活支援総合事業においても、引き続き、対象者のニーズに適したマネジメントを行います。

#### イ 総合相談支援事業

地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、必要な支援を把握し、適切なサービスの提供のための総合的かつ多面的な支援を引き続き行います。

- 介護保険認定申請等に関する相談・受付
- 介護保険外の生活支援サービス相談、受付、調整
- 介護予防に関する相談、受付、調整
- 高齢者福祉に関する地域社会資源の情報提供
- 在宅生活に関する相談等

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,390 件	1,600 件
その他(苦情等)の相談に関すること	343 件	350 件



<sup>10)</sup> モニタリング：ケアマネジメント等の援助過程のひとつ。問題を解決するための援助計画に基づき実施されている具体的な援助が、計画どおり効果を上げているか、目標の達成状況はどうか、新たな問題の発生はないか等を考察するための援助内容を評価することをいう。

## ウ 権利擁護事業

### (7) 虐待防止事業

近年は、要介護状態の高齢者が虐待を受けるケースより、家族関係が複雑な事情で共依存状態や被虐待者が現実逃避から支援を受けようとししない事例等、諸問題が複雑に絡みあうケースが多く、高齢者虐待相談窓口である地域包括支援センターのみの対応に限らず、警察や弁護士等の関係機関とも密接に情報を共有し対応する事例が増えています。

高齢者福祉・介護保険事業所を超えた関係機関との連携に努めます。

項目	前計画値 (平成 22 年度実績)	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
権利擁護（高齢者虐待、成年後見制度等）相談件数	55 件 (目標：70 件)	44 件	50 件

### (イ) 成年後見制度活用促進事業

成年後見制度は認知症等で判断能力が不十分な人の能力を補完し、本人の財産を管理、保護するとともに、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為を支援する制度です。成年後見制度について周知を図るとともに、本人・配偶者・親族が行う申立手続きについて支援します。

制度の利用が必要な高齢者は年々増加していますが、第三者後見人の受け皿不足で成年後見人等の候補者が決まりにくい傾向にあるため、引き続き社会福祉協議会に委託し、市民後見人<sup>11)</sup>（法人後見支援員）の養成を行います。

項目	前計画値 (平成 22 年度実績)	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
市長申立件数	8 件 (目標：10 件)	9 件	10 件

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
市民後見人登録者数	13 人	25 人
市民後見人活動者数	2 人	5 人

<sup>11)</sup> 市民後見人：市民後見人養成講座を終了し、成年後見制度の知識をもった人が第三者の後見人となる。後見活動に関わる人たちであり、親族後見人と専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の間の存在として位置づけられる。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護保険事業所を対象にした定期的な研修や認知症重度化予防研修等を行う一方、医療・介護の連携を目指した事例検討会や、個別事例の地域ケア会議等の開催による困難事例への支援を行うことで、自立支援に資するケアマネジメント支援、包括的・継続的なケア体制の構築を目指します。

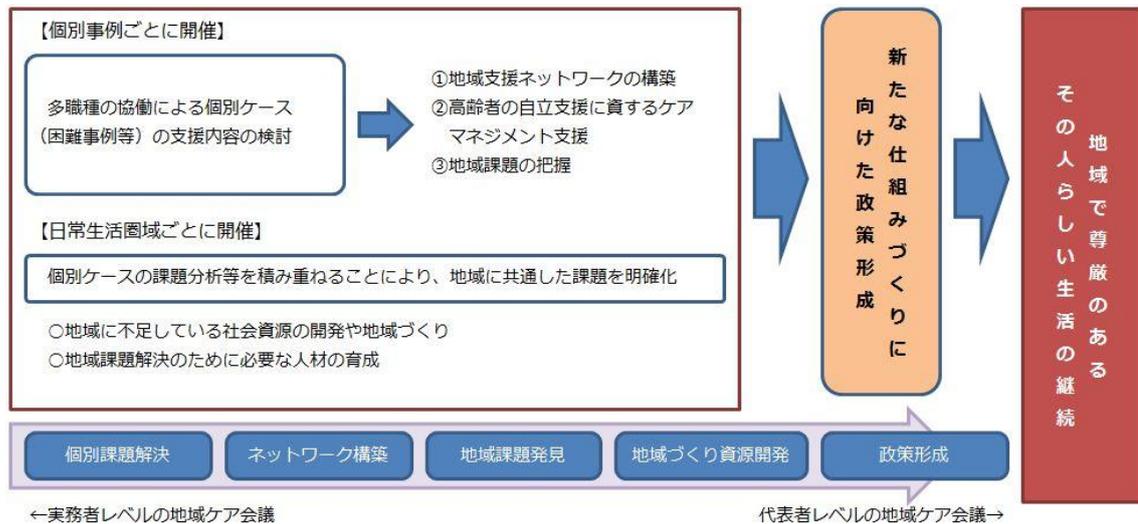
項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
困難事例対応件数	578 件	500 件

(注) 困難事例対応件数については、下記「オ 地域ケア会議推進事業」を通じて、より身近な会議の中で、専門的な支援を必要とする困難事例を解決していくことを目指し、それが対応件数の減少につながるものと考えていることから、平成 29 年度の目標値を現状値よりも低く設定している。

## オ 地域ケア会議推進事業

個別ケースを医療や保健、福祉等の従事者や住民等の地域関係者間で検討を重ね、地域の共通課題を共有し、課題解決に向けた関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発・施策化を図っていく仕組みである地域ケア会議の取り組みを進めます。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
地域ケア会議開催回数	5 回	12 回



## [2] 在宅医療・介護連携の推進

かかりつけ医や中核医療機関、国保診療所等とのさらなる連携を図り、医療と介護の双方向の情報共有化や地域ケア会議等の充実・強化を推進するため、関係機関と連携して必要な施策を実施します。

- 地域の医療・介護サービス資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- 在宅医療・介護サービスの情報共有支援
- 在宅医療・介護関係者の研修
- 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- 地域住民への普及啓発
- 二次医療圏内・関係市の連携

## [3] 認知症施策の推進

「3 認知症高齢者支援施策の充実（P41）」に記載しています。

## [4] 生活支援サービスの体制整備

平成27年度からの介護保険制度の改正に向けて、国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月までに前計画における介護予防事業の二次予防事業のうち、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を新しい介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へ円滑に移行できるよう体制を整備し、準備を進めます。

- 支援者の養成
- 協議体の設置
- 生活支援コーディネーター<sup>12)</sup>の配置

<sup>12)</sup> 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。

### ③ 任意事業

#### [1] 家族介護支援事業

##### ア 家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護し、介護のために紙おむつ等の介護用品を必要とする家族に対して、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の負担軽減を支援します。

対象者は、市内に住所を有し、要介護4又は5の認定を受けている高齢者等を介護している市民税非課税世帯等で、支給する介護用品の合計額は、該当者1人1年度あたり4万円です。

##### イ 家族介護慰労事業

在宅の要介護認定者を介護している家族に対して、家族介護慰労金を支給することにより、家族介護の負担軽減を図り、要介護高齢者の在宅での生活を支援します。

対象者は、市内に住所を有し、要介護4又は5の認定を受けており介護保険サービスを1年間利用しない高齢者等がいる市民税非課税世帯で、支給額は1件あたり10万円です。

##### ウ 在宅介護慰労事業（介護保険サービス利用者も受給可能）

1年間のうち180日以上在宅で要介護認定者を介護している家族に対して、在宅介護慰労金を支給することにより、要介護高齢者の在宅での介護を支援します。

対象者は、市内に住所を有し、要介護4又は5の認定を受けている高齢者等を過去1年間のうち180日以上在宅（入院又は宿泊を伴う介護保険サービスを利用しない）で介護している市民税非課税世帯で、支給額は1件あたり3万円です。

#### [2] 成年後見制度利用支援事業

成年被後見人等の経済的負担を軽減し、成年後見人等による身上監護、財産管理等の適切な援助を受けることができる環境を整備するため、成年被後見人等に対して、成年後見人等に支払う成年後見制度の利用に係る報酬を助成します。

項目	現状値 (平成25年度実績)	目標値 (平成29年度)
助成件数	10件	15件

### [3] 地域自立生活支援事業

#### ア 配食サービス事業

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、「食」の自立の観点から十分なアセスメント<sup>13)</sup>を行った上で、配食サービスを提供します。

利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の要望といった情報を収集・分析した上で、さらに地域の実情に応じたサービスの提供に努めるとともに、利用者の安否確認を行います。

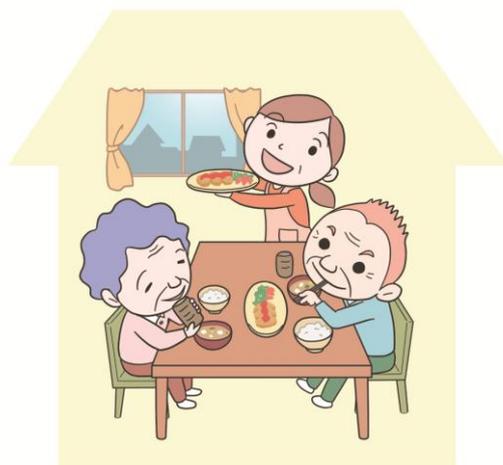
項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
延配食数	27,286 食	28,000 食

#### イ シルバーハウジング事業

緑ヶ丘住宅（市営・県営）、県営片庭住宅の合計 45 戸の入居者に対し、生活援助員の派遣や緊急通報の受信等を行うことで、高齢者の安心した生活の確保や住みなれた地域での生活の継続を図ります。

また、平成 27 年度より市営長浜西住宅に 18 戸のシルバーハウジングを追加します。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
シルバーハウジング提供戸数	45 戸	63 戸



<sup>13)</sup> アセスメント：介護福祉の分野では、介護過程の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。援助活動を行う前に、行われる評価。

### (3) 高齢者福祉サービスの充実

#### ① 軽度生活援助事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の一人暮らしの高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止する事業です。

介護保険の要介護認定非該当の高齢者を対象に、軽度生活援助員を派遣し、買い物や調理、洗濯等の家事援助を行います。なお、平成 29 年 4 月からの新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、円滑に移行できるよう準備を進めます。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
総利用者数	318 人	360 人

#### ② 日常生活用具給付事業

身体又は精神上的の障がいがあり、日常生活に支障がある高齢者及び一人暮らしの高齢者に対し、次の日常生活用具を給付することにより、高齢者の日常生活の支援を図ります。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
利用件数		
電磁調理器	6 件	10 件
火災報知機	1 件	5 件

#### ③ 長寿者褒章事業

永年にわたり社会の進展に寄与された高齢者に対し、感謝の意を表するため記念品又は祝詞を贈呈し、その長寿を祝うことにより、市民の高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者の社会参加の意欲を高めます。

記念品贈呈の対象者は、88 歳、99 歳及び 100 歳の方で、祝詞贈呈の対象者は 101 歳以上の方です。

#### ④ 緊急通報体制整備事業

高齢者又は障がい者のみで構成される世帯等に対し、緊急通報装置を設置することにより、高齢者及び障がい者の日常生活における不安感を解消するとともに、急病、災害の発生時等の緊急時における迅速かつ適切な通報手段を確保することで、安心できる在宅生活の継続を図ります。

引き続き、設置台数の増加に向けて取り組みます。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
総利用（設置）台数	271 台	300 台

#### ⑤ 家族介護教室・家族介護者交流事業

高齢者を在宅で介護している家族等を対象として、介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室を開催します。

また、高齢者を在宅で介護している介護者相互の交流を図るとともに、心身のリフレッシュを図るための交流会を開催します。なお、本事業は各自治区の任意事業として実施しているため、今後、全市事業としての実施を検討します。

項目	現状値 (平成 25 年度実績)	目標値 (平成 29 年度)
参加者数 (合計)	86 人	200 人
浜田自治区	未実施	
金城自治区	50 人	
旭自治区	15 人	
弥栄自治区	18 人	
三隅自治区	3 人	

## 2 サービス基盤の計画的整備

### (1) 介護保険施設基盤の計画的整備

#### ① 入所系の施設整備状況(施設の種別、定員)

第5期介護保険事業計画における平成26年11月1日現在の施設の整備状況は次のとおりです。

#### ■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設名等	所在地	定員(人)
<b>浜田市全体</b>		<b>381</b>
<b>浜田</b>		<b>174</b>
特別養護老人ホーム 偕生園	浜田市黒川町	70
特別養護老人ホーム 美川苑	浜田市内村町	50
特別養護老人ホーム たんぼぼの里	浜田市長浜町	54
<b>金城</b>		<b>50</b>
特別養護老人ホーム かなぎ園	浜田市金城町七条	50
<b>旭</b>		<b>30</b>
特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷	30
<b>弥栄</b>		<b>70</b>
特別養護老人ホーム 弥栄苑 本館	浜田市弥栄町木都賀	30
特別養護老人ホーム 弥栄苑 新館	〃	40
<b>三隅</b>		<b>57</b>
特別養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	57

資料：浜田地区広域行政組合(平成26年11月1日現在)

#### ■介護老人保健施設

施設名等	所在地	定員(人)
<b>浜田市全体</b>		<b>320</b>
<b>浜田</b>		<b>60</b>
介護老人保健施設 夕陽ヶ丘	浜田市国分町	60
<b>金城</b>		<b>100</b>
介護老人保健施設 さざんか	浜田市金城町七条	100
<b>旭</b>		<b>60</b>
介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷	60
<b>三隅</b>		<b>100</b>
介護老人保健施設 アゼーリみずすみ	浜田市三隅町河内	100

資料：浜田地区広域行政組合(平成26年11月1日現在)

■介護療養型医療施設

施設名等	所在地	定員(人)
<b>浜田市全体</b>		<b>44</b>
<b>浜田</b>		<b>44</b>
神在坂クリニック 大橋整形外科医院	浜田市長沢町	12
島田病院	浜田市殿町	32

資料：浜田地区広域行政組合（平成26年11月1日現在）

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設名等	所在地	定員(人)
<b>浜田市全体</b>		<b>117</b>
<b>浜田</b>		<b>72</b>
グループホーム みかわ	浜田市内村町	9
グループホーム せせらぎの郷	浜田市内村町	9
グループホーム ひなたぼっこ・相生	浜田市相生町	18
グループホーム はまぼうふう	浜田市久代町	18
グループホーム みんなの家	浜田市熱田町	18
<b>金城</b>		<b>18</b>
グループホーム さくら	浜田市金城町七条	18
<b>弥栄</b>		<b>9</b>
グループホーム ふじいさんち	浜田市弥栄町木都賀	9
<b>三隅</b>		<b>18</b>
グループホーム ゆうな	浜田市三隅町河内	18

資料：浜田地区広域行政組合（平成26年11月1日現在）

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名等	所在地	定員(人)
<b>浜田市全体</b>		<b>49</b>
<b>浜田</b>		<b>29</b>
特別養護老人ホーム 福寿草	浜田市治和町	29
<b>旭</b>		<b>20</b>
特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷	20

資料：浜田地区広域行政組合（平成26年11月1日現在）

■特定施設入居者生活介護

施設名等	所在地	定員(人)
<b>浜田市全体</b>		<b>213</b>
<b>浜田</b>		<b>100</b>
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町	50
グランドケアホーム はまぼうふう	浜田市久代町	50
<b>金城</b>		<b>40</b>
介護付き有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	40
<b>旭</b>		<b>50</b>
長寿苑外部サービス利用型特定入居者生活介護事業所	浜田市旭町今市	50
<b>三隅</b>		<b>23</b>
養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	23

資料：浜田地区広域行政組合（平成26年11月1日現在）

■浜田市・江津市における施設整備の見込み

種 別	床 数	整備年度
介護老人福祉施設	30床	平成29年4月以降
認知症対応型共同生活介護	2ユニット(18床)	平成29年4月以降
合 計	48床	

資料：浜田地区広域行政組合 第6期介護保険事業計画

## (2) 介護保険対象外施設の有効活用

### 老人福祉施設

#### ① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の人で、家庭環境及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な人を対象とした施設です。

入所後、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことにより、利用者がもっている能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにサービスを行う施設として、現在、本市には4施設、173床が整備されていますが、入所を希望する人の状況（障がいや精神疾患など）によっては対応が困難なこともあります。

引き続き、入所判定基準や介護保険等のサービスを利用した在宅生活の可否について十分精査を行い、適切な入所決定を行います。

施設名	所在地	定員(人)
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町 1031-1	50
養護老人ホーム 長寿苑	浜田市旭町今市 1039	50
養護老人ホーム 寿光苑	浜田市弥栄町長安本郷 442-2	50
養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見 700	23

#### ② 軽費老人ホーム

身の回りのことはある程度自分でできる60歳以上の人で、家庭環境や住宅事情等の理由により、在宅で生活することができない人を対象とした施設です。

無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的としています。

適切な施設利用のため地域包括支援センター、ケアマネジャーとの連携を図ります。

施設名	所在地	定員(人)
ケアハウス美川	浜田市西村町 567	50

### ③ 高齢者生活福祉センター

本市では、介護保険等のデイサービス、居住棟への入居サービス、短期入所及び高齢者の交流などが行えるよう、金城自治区に高齢者生活福祉センターを設置しています。

身体が虚弱で日常生活に不安がある高齢者等を対象として、孤独感の解消や心身機能の維持向上が図られること等を目的としています。

特に、この施設の居住棟（生活支援ハウス）への入居については、養護老人ホームの待機者対策、冬期の短期的な入居対策、また山間部や集落の中心部から離れた場所で一人暮らしをしている高齢者等の対策として有効に活用しています。

施設名	所在地	定員(人)
浜田市金城高齢者生活福祉センター	浜田市金城町下来原 1541-20	居住 16
		短期入所 4

### ④ グループリビング

単身者及び高齢者世帯で、身体機能の低下により、自立して生活するのに不安がある人や、家族による援助が受けられない人を対象とした施設として、グループリビング（高齢者共同住宅）があります。

本市には4施設あり、住みなれた地域で今後の在宅生活を支える施設として、また、養護老人ホームの待機者対策として、他施設との連携を図りながら、その有効活用に努めます。

施設名	所在地	定員(人)
浜田市あさひやすらぎの家	浜田市旭町本郷 362-23	6
浜田市やさかやすらぎの家	浜田市弥栄町木都賀イ 530-1	6
あかりの家	浜田市三隅町古市場 963-6	3
なかのやさん家	浜田市三隅町西河内 667	5

### ⑤ 老人憩いの家

高齢者等が教養、休養及びレクリエーションのために使用することを目的として、市が弥栄自治区に設置している施設です。利用者は、特に高齢者だけに限定しておらず、さまざまな年代・地域の人たちを対象としています。

施設名	所在地
浜田市老人憩いの家	浜田市弥栄町木都賀イ 528-1

## ⑥ 老人福祉センター

現在、老人福祉センターでは浜田市社会福祉協議会や高齢者クラブがレクリエーション、教養講座、サークル活動等を行っています。今後も、これらの活動を促進するとともに、高齢者自らの生涯学習の場として周知し、活動を支援します。

施設名	所在地
浜田市総合福祉センター	浜田市野原町 859-1
浜田市金城老人福祉センター	浜田市金城町下来原 171
浜田市弥栄老人福祉センター	浜田市弥栄町木都賀イ 526-3
浜田市三隅老人福祉センター	浜田市三隅町大字向野田 605-2

## (3) 在宅サービス施設基盤の充実

介護が必要になっても、できるだけ自宅での生活を続けることができるよう、在宅介護を支えるサービスとして、訪問介護や通所介護等の居宅サービスがあります。

第5期介護保険事業計画までに整備した在宅サービス事業所の有効活用と不足しているサービスの把握及び整備を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築により、在宅サービスの充実を図ります。

## (4) 人材確保とサービスの質の向上

介護保険制度は、高齢者を支える社会保障制度として定着し、高齢者人口の増加とともに介護サービスの需要は増加していますが、依然として介護職を取り巻く労働条件等の環境は改善されず、人材不足の状況は続いています。

介護保険事業所において人材確保は大きな課題であるため、引き続き、新規採用者の雇用や潜在的有資格者、実務経験者を雇用するなど、一定の要件を満たした場合には、事業所に対して補助金を交付します。

また、浜田市独自の補助事業についても、必要に応じて改善しながら、介護人材の確保及び定着に努めます。

項目	前計画値 (平成 22 年度末)	実績値 (平成 25 年度末)	目標値 (平成 29 年度末)
補助金利用事業所数	4 事業所 (目標：8 事業所)	3 事業所	5 事業所
雇用人数	10 人 (目標：20 人雇用)	7 人	10 人
定着人数	6 人 (目標：16 人)	6 人	8 人

### 3 認知症高齢者支援施策の充実

#### (1) 認知症に対する正しい理解の普及

認知症は、誰にも起こりうる脳に起因する病気です。

認知症は、高齢になるほど発症率が高くなります。今後、高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。

認知症については、身近な問題であるにも関わらず、正しい知識と周囲の理解が不十分であり、早期発見・早期対応につながらないという課題があります。

また、認知症という病気になっても、住みなれたまちで安心して暮らし続けるためには、周囲の理解が必要不可欠です。

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である「認知症サポーター<sup>14)</sup>」を増加させるための取り組みを行います。

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者が認知症サポーターです。そのうえで、自分のできる範囲で活動ができれば良いとされています。例えば、友人や家族にその知識を伝えること、認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努めること、認知症の相談窓口を紹介することなどもサポーターの活動になります。このサポーターの数を増やすことで周囲の理解者を増やし、認知症高齢者がその地域で暮らし続けることができる環境を整備します。

認知症サポーターになるためには、自治体や地域、職場・団体等で開催する認知症サポーター養成講座（90分程度）の受講が必要です。受講者は高齢者が多く、若年層の受講は少ない状況ですが、平成26年には小学校で講座を実施することができました。引き続き若年層の受講者増加への取り組みに努めます。

■ 認知症サポーター数と講座開催数の推移



<sup>14)</sup> 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者。認知症サポーター養成講座を受講すると認知症サポーターの証としてオレンジリングが授与される。  
※講座の開催希望がある場合は、随時受け付けています。

平成 24 年度からは、認知症の方を介護する家族やケアマネジャー、介護保険事業所の職員と一緒に認知症の重度化予防を実践し、認知症ケアの大切さを学ぶとともにスキルの向上を目指す「認知症重度化予防実践塾」の取り組みを開始し、平成 26 年度までの 3 年間で 56 人が受講しました。実践塾では、4 か月間毎月 1 回、毎回の講義で学んだことを、実際の認知症ケアで実践し、その結果を報告するということを繰り返しながら、知識と技術を習得しました。

医師、介護保険事業所関係者、民生委員・児童委員、一般市民などを対象に開催した「市民講座実践発表会」では、約 9 割で症状が改善されるなどの成功事例が報告され、一定の成果を上げることができました。今後は、認知症重度化予防実践塾での学びを地域における認知症予防として、健康教室等の地域活動において周知・啓発を図ります。

また、平成 26 年 1 月には、「認知症の人と家族の会島根県支部浜田地区会」により、認知症に関する相談・勉強・交流・情報発信等ができる場として、「認知症カフェ（オレンジカフェ）」が県内で初めて開設されました。平成 26 年度からは市の事業とし、運営を「認知症の人と家族の会島根県支部浜田地区会」に委託して実施しています。

平成 23 年度より配置した認知症地域支援推進員<sup>15)</sup>による相談や介護施設等への研修講師派遣、また「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の運営支援等を引き続き推進します。

項目	前計画値 (平成 22 年度末)	実績値 (平成 25 年度末)	目標値 (平成 29 年度末)
認知症サポーター数 (累計)	710 人 (目標：2,200 人)	2,975 人	5,000 人

## (2) 地域における高齢者の権利擁護

高齢者は、加齢に伴い判断能力が低下します。判断能力の低下により、必要なサービスが受けられないことや権利を侵害される場合があります。

そのようなことがないように、高齢者の権利擁護のための成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図っています。

また、成年後見制度については、住民参加による地域福祉の推進の観点から、市民後見人の養成を浜田市社会福祉協議会へ委託して行っています。

引き続き、市民後見人養成講座受講者の増加と制度の活用促進を図ります。

項目	前計画値 (平成 23 年度末)	実績値 (平成 25 年度末)	目標値 (平成 29 年度末)
市民後見人養成講座 受講者数	37 人 (目標：180 人)	60 人	120 人

<sup>15)</sup> 認知症地域支援推進員：認知症の人が地域の中で生活を継続していくために必要となる医療や介護、地域で支援を行う機関の連携協力についての調整役を担う者。(認知症地域支援推進員研修修了者)

### (3) 状況に応じた適切な支援体制の構築

認知症の人や家族ができる限り住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、平成 26 年度に作成した認知症ケアパス（認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくもの）の普及を図ります。

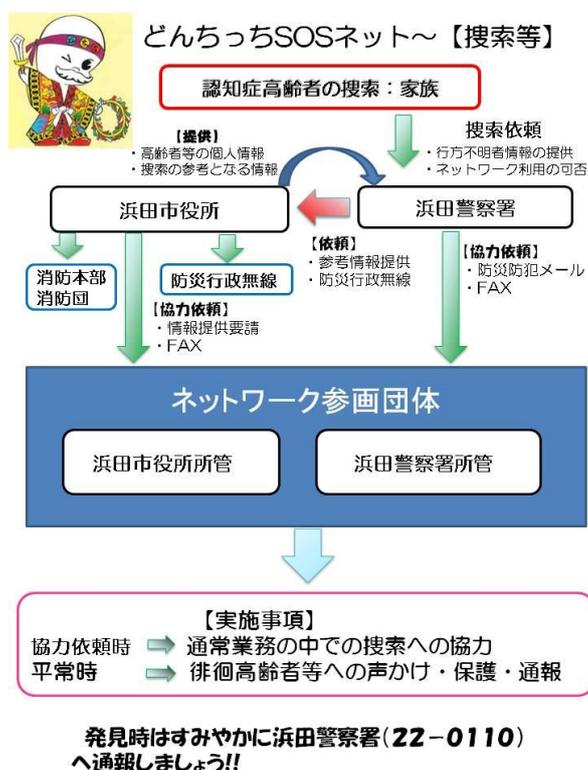
また、認知症の人や家族に早期に関わり、診断、対応に向けた支援体制の構築を目的とする「認知症初期集中支援チーム」の配置についても推進していきます。

### (4) 各分野における連携の充実

平成 23 年に設立した浜田圏域認知症ネットワークにより、地域包括支援センター、医療機関、介護保険事業者等との連携を図っており、さらに認知症サポート医<sup>16)</sup>や地元医師会との連携を進めます。

また、このネットワークを活用し、事例検討や利用者、家族、主治医、介護保険事業所等の支援スタッフが情報共有するための連携ノート（仮称）作成にも取り組みます。

さらに、認知症により所在不明となった高齢者等を早期に発見し、保護する体制構築と認知症が疑われる徘徊高齢者等を認めた際の声かけ、通報への協力を得ることにより、対象者の早期特定と保護につなげることを目的とする SOS ネットワークを構築し、認知症高齢者の保護等に努めます。



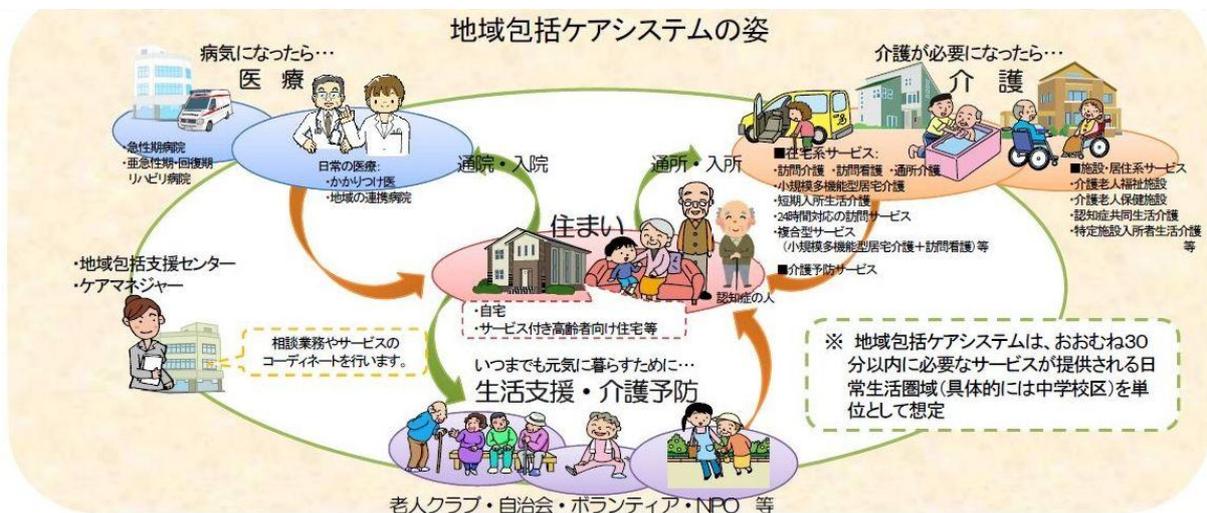
<sup>16)</sup> 認知症サポート医：認知症の人の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となるための研修を修了した医師。

## 4 地域包括ケア体制の充実

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するための取り組みを推進します。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。



資料：厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）

### (2) 住民参加による地域福祉の推進

高齢者の多くが、住みなれた地域で自立して暮らし続けることを望んでいます。

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住みなれた地域で安心して生活するためには、公的な制度によるサービスの供給体制を整備するだけでは十分ではありません。

地域活動に対する住民参加を促進し、地域全体における福祉意識を向上させるなど、地域全体で高齢者を支える体制を充実していく必要があります。

近年、高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加していますが、見守り等地域での高齢者を支える体制は不十分であり、一層の強化が求められます。隣近所の助け合い（互助）や地域の連携による助け合い（共助）の体制を確立するため、地域住民が地域の担い手として活躍できるような仕組みづくりを進めます。

また、生活様式の変化、核家族化、女性の社会進出等により地域社会は空洞化しています。その地域における大きな存在として、多くの経験と知恵をもった高齢者世代が「地域の担い手」として薄れてきた地域コミュニティを復活させる役割を担って活躍すれば、地域コミュニティの再生を図ることができると思います。

このためには、地域住民の積極的な参加による地域福祉の推進を図る必要があります、ボランティアの育成及び福祉教育の推進に取り組みます。

## ① ボランティアの育成

本市のボランティアの育成については、浜田市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターにより、登録、参加促進を図っています。

総合事業実施における、ボランティア等によるサービス提供促進のためにも、育成・支援に取り組みます。

### ① 多様な人材の育成・支援

- ・住民参加型福祉サービス協力会員の養成と活動支援
- ・高齢者サロンボランティアの養成と活動支援

### ② 浜田市ボランティアセンターの機能充実

- ・情報収集、提供機能の強化
- ・地域課題に対応するボランティア活動事業の企画開発

### ③ ボランティア・NPOの活動支援と参加促進

- ・各種助成制度の利用促進

## ■登録窓口



### 浜田市ボランティアセンター（浜田市社会福祉協議会）

〒697-0016 浜田市野原町 859-1

TEL : (0855) 22-0094 FAX: (0855) 22-6930

他、社協各支所へ（金城・旭・弥栄・三隅）

項目	平成 24 年	平成 25 年
ボランティアセンター登録人数	780 人 98 団体	600 人 93 団体

※ボランティアセンターへの登録は、上記窓口にて随時行われています。

登録された方へは、各支所からボランティア情報の提供やボランティア研修会の案内がされるなど、地域に密着した活動への参加促進が図られています。

## ② 福祉教育の推進

住民が世代を超えてお互いを理解し、地域で連携するためには、子どもたちも高齢者問題やその他福祉事業について学習することが必要です。

本市では、高齢者との交流や施設での実習体験、小学校における認知症サポーター養成講座の開催など、今後、高齢者福祉等が身近なものとして自分たちに関わってくることやそのときにはどのようにしたらよいのか等、自ら考える機会を提供しています。

今後も、地域や学校において高齢者に関する福祉教育の促進を図ります。

## (3) 地域における連携体制の強化

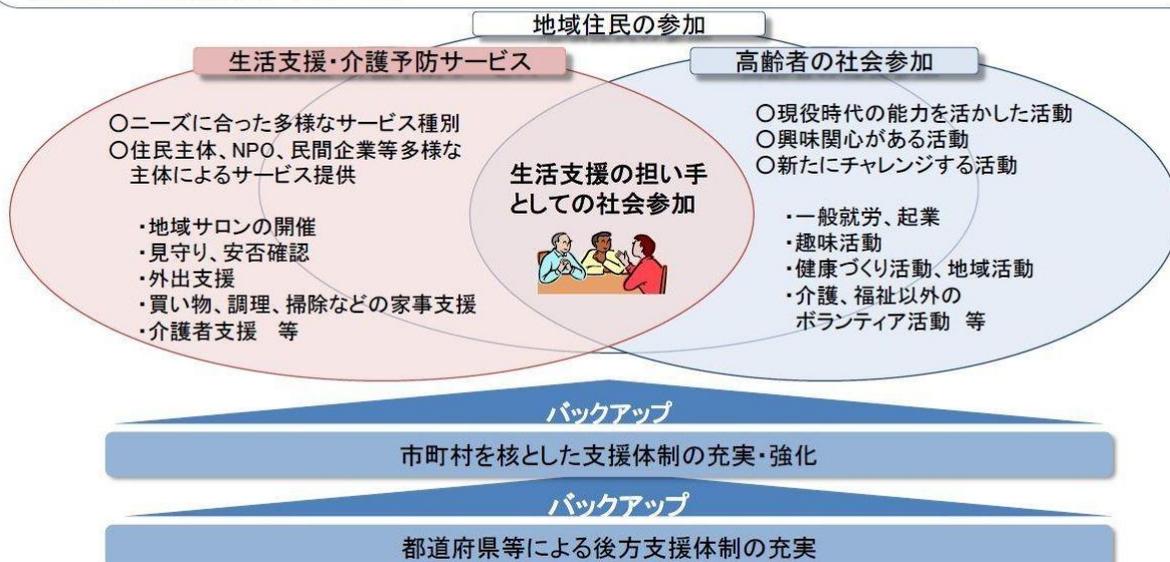
高齢者の自立を支える役割を果たす中核的機関である「地域包括支援センター」を中心に、介護事業所対象のネットワーク研修を通じて専門職による多職種の連携強化を図っています。

新しい総合事業の実施にあたっては、ボランティア活動との有機的な連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要とされており、60歳代、70歳代をはじめとした高齢者の多くは、要支援状態や要介護状態に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者の介護予防にもつながります。また、できる限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにもつながります。ネットワーク研修や総合事業における生活支援コーディネーターの配置により、地域におけるNPOやボランティア、地縁組織等の活動・連携強化を支援します。

第3 生活支援・介護  
予防サービスの充実

### 【参考】生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



資料：厚生労働省 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）

## 5 生涯現役のまちづくり

### (1) 生きがいづくりと社会参加活動の推進

高齢者人口は、今後ますます増加することが予想されますが、現役世代を離れても心身ともに活力ある元気な高齢者層も増加することになります。

長寿社会となった現在において「高齢者」という枠に収まらない、「生涯現役」という意識をもった多くの人々の社会参加は、これからの社会を動かしていく大きな力になります。生涯現役で積極的に社会との関わりや、自分らしく自立して生きていくライフスタイルをもつことで、いきいきと心豊かに生活することができると考えます。

引き続き、社会参加・生きがい対策として実施している各種教室やスポーツ大会等の事業を、より実施しやすい環境づくりを目指して取り組みます。

また、高齢者が増加する中で、加齢に伴い身体機能が低下し生活活動の範囲が狭くなった虚弱高齢者に対し、地域で助け合っていく双方向型のボランティア体制を高齢者が構築していくことが必要です。

#### ① 高齢者の社会参加活動の支援

高齢者が日常的にボランティア活動に参加できる仕組みと、地域で安心して生活できる環境を整備します。

高齢者が支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できるよう、介護予防・生活支援サービスの充実を目指し、住民主体、NPO、民間企業、ボランティア等、多様な担い手による多様なサービスの提供に努めます。

また、地域支援事業の中で介護支援ボランティアポイント制度について、介護予防効果への期待だけでなく、地域の活性化や住民同士のつながりの強化を図ることで、高齢社会を乗り切る地域づくりにつながっていくよう、先進地事例を参考にしながら、本市での取り組みについて検討します。

#### ② 高齢者クラブ活動の支援

本市における高齢者数は年々増加する一方ですが、高齢者クラブの会員数は減少しており、若手会員の加入促進も進まない状況にあるため、高齢者クラブの各活動の重要性の理解への啓発活動と、地域づくりの担い手という位置づけで支援し、健康づくり事業等の生きがい活動の推進を図ります。

## (2) 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

### 浜田市シルバー人材センター

浜田市シルバー人材センターは、地域の高齢者を中心に組織し、働くことを通じて社会に貢献することを目的とする公益性のある法人です。

会員は、豊かな経験と知識、能力を生かして、就業やイベント参加により社会活動と地域づくりに貢献し、生きがいづくりや健康維持につながる活動を行っています。

近年、事業実績が増加している一方で、会員数は減少しており、会員確保と新規就業先の開拓及び職域の拡大が課題となっていることから、会員確保のための広報活動等、必要な支援を行います。

また、当センターには、就業することだけでなく同好会組織があり、さまざまな趣味・活動を通して、交流や情報交換の場にもなっています。

#### ■浜田市シルバー人材センター実績

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
会員数 (人)	461	426	460
男	291	270	295
女	170	156	165
就業実人数 (人)	352	353	356
就業率 (%)	76.4	82.9	77.4
就業延人数 (人日)	34,222	31,577	30,829
業務受託件数 (件)	3,173	3,204	3,386
契約金額 (千円)	164,077	156,511	160,110

資料：浜田市シルバー人材センター



# 第5章 安全安心なまちづくりを目指して

高齢者が住みなれたまちで安心して暮らすためには、災害が発生したときやそのおそれがあるときに、速やかに適切な行動がとれるよう、日頃からの備えや地域での支援、協力体制が必要になります。

## 1 防災対策の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、わが国に未曾有の被害をもたらしました。この災害では多くの高齢者が被災し、災害による死亡者の過半数が高齢者でした。

本市では、近年、大規模な災害は発生していませんが、いつ発生するかわからない災害から高齢者等、災害時要配慮者を守るため、この大災害を教訓に、日頃から備えをしておかなければなりません。

各施設においては、防災避難訓練や物資の備蓄、災害発生時の行動マニュアル等を十分に把握しておく必要があります。

高齢者世帯においては、日頃の緊急時や災害時にも対応できるよう、希望者へ緊急通報電話を設置しています。

本市の総合的な防災対策の中で、高齢者等の災害時要配慮者の防災対策活動の推進に努めます。

### (1) 迅速な情報受信

高齢者福祉施設への防災行政ラジオの配布はできていますが、在宅の高齢者世帯等、確実に情報を伝達できる手段の確立には至っていない状況です。

最近では、多くの高齢者がメール機能のついた携帯電話等を所持しており、在宅における情報受信手段として、防災防犯メールや緊急速報メールの活用が期待できます。防災防犯メールは登録を必要としますが、緊急速報メールは登録の有無及びメーカーに関係なく、対応する携帯電話等を所持している方すべてに市内一斉配信できるため、避難勧告等の緊急を要する情報を届けることが可能です。

メールの発信時には、高齢者にも見やすい情報となるよう配慮し、より幅広い緊急情報の伝達に努めます。

## (2) 避難行動要支援者名簿の活用と推進

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により「避難行動要支援者名簿」の策定が市町村に義務づけられたため、本市が独自に実施していた「災害時要援護者支援制度」からの移行を進めています。名簿作成業務等を補助するシステムを平成 26 年度に導入し、作成した名簿は自治会等の避難支援等関係者へ提供していきます。提供後は、自治会等に対して名簿掲載者に関する個別計画の策定を働きかけ、名簿の活用と名簿掲載者の支援体制の推進に努めます。

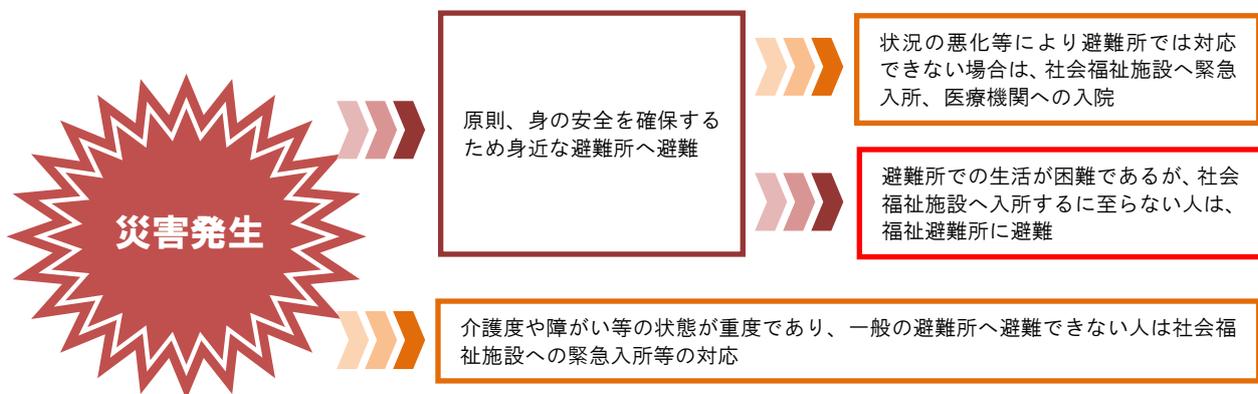
## (3) 福祉避難所の設置

万が一、災害が発生し避難した場合に、一般の避難所では介護が必要な高齢者の体調管理が難しく、容易に健康障害を引き起こす等、避難所生活ができなくなることが考えられます。

そこで本市では、特別な配慮が必要な要介護者等が避難生活を送ることができる福祉避難所を、各自治区に 1 か所ずつ指定（市内計 5 か所）しています。

しかし、実際に受け入れを行う場合の設備が整っていないため、入所系施設との連携協定についても検討します。

### ■福祉避難所イメージ図



## (4) 救急医療情報キットの導入

一人暮らしの高齢者等が急病で救急車を呼んだ際に、既往症や服用薬、緊急連絡先等の情報が救急隊員や医師に伝えられない場合があります。そのようなときに、救急隊員に情報を伝えられる「救急医療情報キット」があります。

「救急医療情報キット」には、氏名、生年月日、血液型、かかりつけ病院等のほか、緊急連絡先、持病等の情報を記載するカードが入っており、わかりやすい場所に保管しておけば、緊急時に救急隊員等が活用できるようになっています。

対象世帯への配布及び運用方法について、各関係部署と協議し、「救急医療情報キット」の設置、導入を図ります。

## 2 その他の対策

### (1) 消費生活におけるトラブルに巻き込まれないために

近年、高齢者を狙った振り込め詐欺や消費者トラブルが増加しており、本市における被害・相談件数も増加しています。

万が一、トラブルに巻き込まれた場合は迅速な対応が求められるため、家族、警察、消費生活センター<sup>17)</sup>及び地域包括支援センター等、身近な人や機関に相談することが重要です。引き続き、消費者問題に関する啓発活動及び相談窓口の設置に取り組めます。

### (2) 高齢者が利用しやすい交通環境

自動車の運転ができない高齢者の移動手段として、公共交通は大きな役割を担っています。

「浜田市地域公共交通基本計画」及び「実施計画」に基づいて、交通体系の改善を進めており、より一層高齢者にやさしい交通体系の構築が求められています。

今後、平成28年度以降の地域公共交通の再編に向けて、平成27年度中に新たな交通計画の策定に取り組めます。

また、地域における交通手段を確保するための有償による生活路線バス運行を行う「生活路線バス運行事業」、交通空白地域の交通を確保するための予約型乗合タクシーの運行及び自治会が実施する輸送活動に対する支援を行う「新交通システム運行事業等」に加え、試行事業として、市内の対象地区にお住まいの70歳以上の高齢者に、平成26年10月から平成27年9月までの1年間、市内の公共交通機関で利用できる3,000円分の乗車券を500円で販売する「敬老乗車券交付事業」を実施しています。

対象地区は、「しまねの郷づくりカルテ」で支援の緊急性が高いと診断された以下の地区です。

#### 【対象地区】

- 浜田自地区 ⇒ 大麻地区（西村町1町内、西村町2町内、折居町内）
- 金城自地区 ⇒ 美又地区
- 旭自地区 ⇒ 木田・都川・市木地区
- 弥栄自地区 ⇒ 杵束・安城地区
- 三隅自地区 ⇒ 黒沢・井野地区

<sup>17)</sup> 消費生活センター：消費者のための相談業務を行う機関。浜田市においては、「浜田市消費生活相談窓口」として月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前10時～午後3時 浜田市役所（本庁舎）2階に開設しています。

# 第6章 高齢者福祉の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

本計画策定後は、計画に沿った施策展開が円滑に行われるよう、高齢者のニーズや活用できる地域資源を適宜把握し、庁内各部及び浜田地区広域行政組合との連携を図りながら、計画の進行を管理、検証する必要があります。

そこで、担当課が中心となって、計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画の見直し時期には、本計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施します。

## 2 果たすべき役割

### (1) 行政の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉・介護などを中心に、多岐にわたる施策に対して、一体的に取り組む必要があります。

効率的な計画推進を図るためには、より一層、横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいかなければなりません。

また、国や県の動きにも注意しながら、計画を推進していくとともに、広域に関わる問題や、国や県の協力を必要とする問題についても、迅速に対応することができるよう、連携の強化に努めます。

### (2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、多様な関連施設や機関の協力、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、浜田市医師会、浜田市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、浜田市高齢者クラブ連合会、女性組織、公民館、サービス提供事業所、島根県及び保健所等との連携が不可欠です。

円滑な事業運営を図るため、関係者が必要とする情報を共有できるよう、情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなどの協力体制づくりに取り組みます。

# 資料編

## 1 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成17年12月22日

規則第241号

改正 平成20年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平20規則5・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成20年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 2 浜田市高齢者福祉計画策定体制

### (1) 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(平成26年12月1日現在)

関係団体名	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	沖田 旺治	
浜田市社会福祉協議会	会長	大谷 克雄	副会長
島根県立大学	教授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
那賀郡医師会	会長	寺井 勇	
浜田歯科医師会	会長	田中 雅彦	
浜田市薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
浜田市民生児童委員協議会	会長	木村 豪成	会長
浜田市保育連盟	会長	平野 光徳	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船附 克己	
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田警察署	署長	村上 紀明	
浜田児童相談所	所長	宮廻 陽吉	
浜田市校長会	会長	堀口 秀樹	
浜田自治区地域協議会	会長	佐々木 正和	
金城自治区地域協議会	会長	永見 利久	
旭自治区地域協議会	委員	馬場 真由美	
弥栄自治区地域協議会	委員	賀戸 ひとみ	
三隅自治区地域協議会	委員	長尾 百合	

(任期：平成28年3月31日まで)

## (2) 浜田市高齢者福祉専門部会委員名簿

関係団体名	職名等	氏名	備考
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船 附 克 己	
浜田圏域老人施設協議会	特別養護老人 ホーム借生園 施設長	田 中 克 行	
浜田地域介護支援専門員協会	会 長	田 中 正 行	
公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部浜田地区会	世話人	金 子 多美子	
浜田市医師会	島田病院院長	島 田 康 夫	部会長
浜田医療センター	医療社会事業 専門員	保 村 勤 子	
浜田市社会福祉協議会	介護福祉課長	三 浦 聖 二	
浜田自治区地域協議会	会 長	佐々木 正 和	
金城自治区地域協議会	委 員	川 見 正 人	
旭自治区地域協議会	委 員	日 田 孝	
弥栄自治区地域協議会	会 長	栗 栖 一 雄	
三隅自治区地域協議会	委 員	福 原 誠	
島根県浜田保健所	健康増進課長	今 田 久仁子	副部会長
浜田市地域包括支援センター	(高齢者包括 支援係長)	山 藤 志途恵	

(任期：平成26年10月1日～平成27年3月31日)



# 浜田市高齢者福祉計画

(平成 27～29 年度計画)

---

発行年月：平成 27 年 3 月

発行・編集：浜田市役所 高齢障がい課  
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

T e l : 0 8 5 5 - 2 5 - 9 3 2 0

F a x : 0 8 5 5 - 2 3 - 3 4 4 0



